

犯罪被害者等支援の手引

令和5年3月

目 次

1 作成の趣旨	1
2 犯罪被害者等の抱える様々な問題	3
(1) 犯罪被害者等の置かれた状況	3
① 直接的被害	3
② 事件後に直面する状況	3
(2) 困難な状況の具体例	4
① 心身の不調	4
② 生活上の問題	6
③ 心ない言動や過剰な報道等による精神的被害	7
④ 加害者からの更なる被害	7
⑤ 捜査、裁判に伴う様々な問題(負担)	7
3 捜査・裁判の流れ	8
(1) 一般的な刑事手続の流れ	8
① 捜査	9
② 起訴	8
③ 裁判	8
④ 刑事手続と民事手続	9
参考1 《一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり》	11
参考2 《少年(20歳未満の者)と審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり》	12
参考3 《民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり》	13
4 様々なニーズに対応するための関係機関・団体との連携	14
(1) 行政による総合相談窓口について	14
① 「総合的な相談窓口」の設置	14
② 犯罪被害者等施策における市町村の役割	14
③ 組織的連携により繋ぐ「総合的な相談窓口」の設置	15
(2) 支援のための事前準備	15
① 犯罪被害者等を対象に活用できる施策を把握	15
② 関係機関・団体の連携体制を構築	15
(3) 関係機関・団体の連携の実際	16
① 基本的な連携の流れ	16
② 連携の際の留意点	18
(4) (公社)やまがた被害者支援センターとの連携	19
① (公社)やまがた被害者支援センターについて	19
② 支援センターとの連携要領	20
参考4 情報提供書 兼 同意確認書	21
参考5 犯罪被害者等相談報告書	22

5 支援に関わる際の留意事項	23
(1) 基本的な支援対応の流れ	23
(2) 相談を受けるときのポイント	23
① 犯罪被害者等の特徴を理解する	23
② 信頼関係（ラポール）を築く	24
③ 危険性・緊急性・健康状態を確かめる	25
④ 二次的被害の防止	26
(3) ニーズを把握する	27
① 犯罪被害者の状況把握	27
② 問題の明確化と整理を行う	28
(4) 支援計画を立てる	28
① 支援内容の協議・支援の実践	28
② 関係機関・団体及び他市町村との連携	28
(5) 支援者のケア	28
6 被害類型の特徴と注意点	30
(1) 殺人事件等遺族への対応	30
(2) 暴行や傷害事件等の被害者への対応	33
(3) 交通事故に遭った人への対応	35
(4) 性犯罪・性暴力に遭った人への対応	37
(5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応	41
(6) ストーカー被害に遭った人への対応	44
(7) 児童虐待への対応	46
(8) 高齢者虐待への対応	50
(9) 障がい者虐待への対応	52
7 事件の中長期における対応	54
(1) 総合的相談	54
(2) 心身の不調	54
(3) 生活上の困難	55
① 仕事上の問題	55
② 住居の問題	57
③ 家族の介護問題	58
④ 経済的な問題	58
⑤ 福祉全般	62
⑥ 報道に関すること	62
⑦ 加害者に関すること	62
8 県及び警察の相談窓口と事業概要	66
9 関係機関等の相談窓口と事業概要	99
資料編	126
○ 犯罪被害等に関する相談窓口一覧	127
○ 市町村犯罪被害者等施策担当部局一覧	133
○ 労働基準監督署一覧	134
○ ハローワーク一覧	134
○ 税務署一覧	135
○ 警察署一覧	135
○ 裁判所一覧	136

1 作成の趣旨

犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）からの問い合わせや相談内容は、被害の内容や犯罪被害者等の置かれている状況によって様々です。問い合わせや相談内容が担当業務と異なる範囲に及んでも、適切な支援機関や制度の紹介などを犯罪被害者等に対して速やかに行うことが必要です。

この手引は、各関係機関や自治体における担当職員の方々の参考にしていただけるよう、どの機関を起点としても、犯罪被害者等に対し必要な情報や支援等を途切れることなく提供することができることを目的に、犯罪被害者等からの相談を受ける際の心構えや、関係機関の連絡先等をまとめたものです。

犯罪被害者等基本法（抜粋）

（基本理念）

第3条

すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保証される権利を有する。

（地方公共団体の責務）

第5条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（相談及び情報の提供等）

第11条

国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

山形県犯罪被害者等支援条例（抜粋）

（県の責務）

第4条

県は、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等の支援の推進に当たり、国、市町村及び県民等と連携及び協力して取り組むものとする。

第3次山形県犯罪被害者等支援推進計画（抜粋）

第6章 施策の方向性と主な取り組み

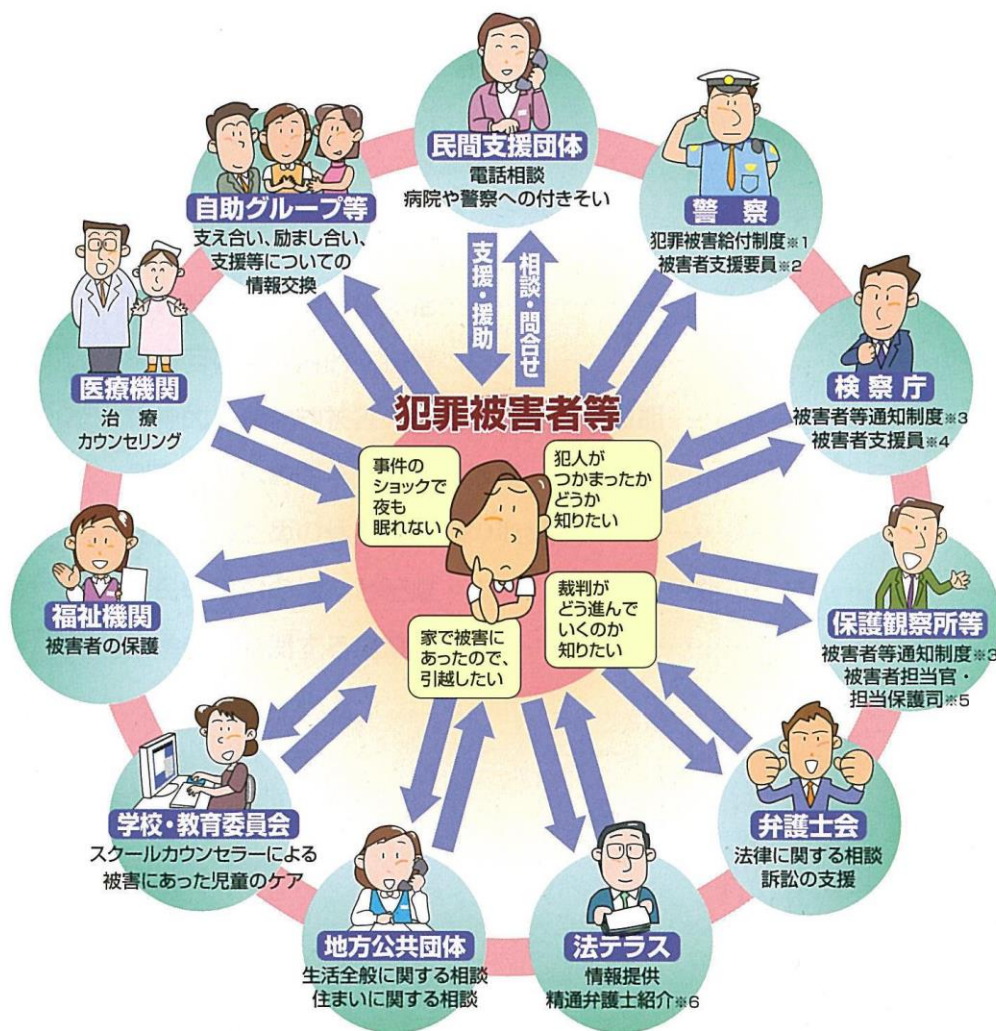
1 支援体制の整備・充実

(1) 推進体制の整備（条例11条関係）

【施策の方向性】

犯罪被害者等が直面する様々な問題を円滑に解決するとともに、支援に関する取組を効果的に進めるため、関係機関・団体と連携・協力し、途切れない支援につながる体制を整備していく必要があります。

地域における犯罪被害者支援のネットワークのイメージ



※1 被害者の遺族または体に障害を負った被害者などに、経済的な支援を行います。
 ※2 捜査員とは別の警察職員が被害者に付きそい、情報提供や説明などの支援を行います。
 ※3 被害者に、事件の処分結果、裁判の結果、犯人の状況、刑務所からの出所時期、刑確定後の処遇状況などの情報を提供します。
 ※4 被害者からの相談を受けたり、法廷への案内・付きそい、事件記録を見る手助け、他の支援を行っている団体を紹介するなどの支援を行います。
 ※5 事件担当とは別の職員・保護司が、被害者からの相談を受けたり、更生保護における被害者施策を始めとする利用可能な制度の説明をするなどの支援を行います。
 ※6 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士を紹介する制度です。

2 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪被害者等の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、犯罪被害等の支援にかかわる人々の中にも、多くの無理解や誤解があるといわれています。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に注目して支援すべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を理解する必要があります。

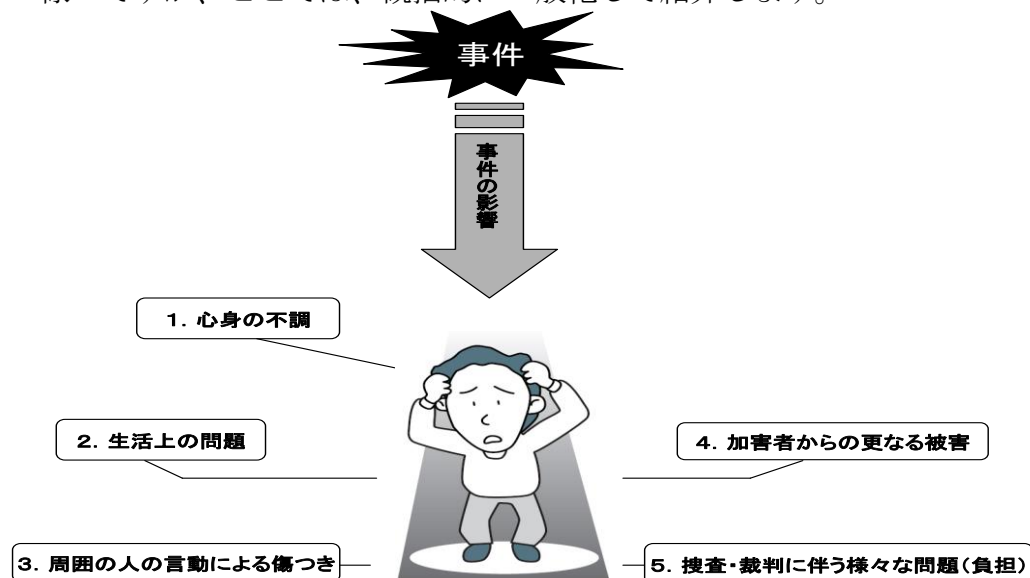
(1) 犯罪被害者等の置かれた状況

① 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。そして、事件後の直接的な被害に加え、心にも大きな傷を受けます。この心の傷はすぐに回復することは困難です。

② 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、心身の状況、家族構成等）などによって様々ですが、ここでは、概括的に一般化して紹介します。



1 事件を目撃するなどした人も、同様に様々な困難を抱えることがあり、適切に支援をしていく必要があります。

(2) 困難な状況の具体例

多くの犯罪被害者等は事件後、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

① 心身の不調

[直 後]

あまりにも突然で予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうため恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意・集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち）が湧く
- 自分が弱い、何も対処出来ないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある

(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りからは、ぼうっとして見えたり、逆に落ち着いているようにも見えるため、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

[中 長 期]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくる場合があります。

〈精神的な不調の例〉

- 気持ちがひどく動揺し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない など

〈身体的な不調の例〉

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気や嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱がでる

- お腹や身体その他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常や月経痛がある など

【子ども】

言葉でうまく表現ができないために、理解されづらく勘違いされる場合がありますが、おおむね下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿、指しゃぶりをする
- 表情が少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達とかかわりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談するよう勧めることも重要です。

コラム ～犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患～

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

・「PTSD」

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

・「うつ病」

気分がひどく落ちんだり、何事にも興味を持てなくなり、苦痛を感じます。疲れやすくなり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます。

・「パニック障害」

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えが来て心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるかという不安で、外出することが困難になったりします。

② 生活上の問題

ア 仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、普段通り仕事をするのが困難になる場合があります。

- 仕事上で小さなミスが増えたりする、仕事の能率が低下する
- 職場の同僚関係がうまくいかなくなる
- 治療のための通院や、捜査・裁判のため欠勤が続き周囲に気兼ねする
- 職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もある

イ 不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のため転居を余儀なくされたり、あるいは自宅以外に居住場所が必要になることがあります。

- 自宅が事件現場になり再被害のおそれが高い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅が焼失する
- 事件現場であったり、捜査上の要請で自宅を使用できなくなる

ウ 経済的な問題

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う、受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる等、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。

- 相続関係が確定しないと、銀行口座が凍結され、お金の工面に困る場合がある
- タクシー代、葬祭費、医療費などが発生する²
- 長期療養、介護等、経済的な負担が将来にわたる場合がある
- 官公署への交通費や、宿泊費、訴訟記録の複写代、弁護士費用など、予期しない出費が必要な場合がある
- 加害者に支払い能力が無い場合には、何の補償も受けることができないおそれがある

エ 家族関係の変化

犯罪被害を受けると本人ばかりでなく、家族もショックを受け、お互いを支え合うという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のス

² これまで、犯罪被害に関しては医療保険が利用できないとの誤解もありましたが、法律上、医療機関が保険診療を拒否することはできません。もしそのような事例があれば、地方厚生（支）局に報告してください。

東北厚生局 〒980-8426 宮城県仙台市青葉区花京院 1-1-20 花京院スクエア 21 階 電話：022-726-9260

東北厚生局山形事務所 〒990-0041 山形県山形市緑町 2-15-3 山形第二地方合同庁舎 1 階 電話 023-609-0140

また、医療機関において第三者行為による傷病のため、保険診療を受ける場合は、「第三者行為による傷病届」が必要です。詳細については、加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

トレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることすらあります。

犯罪被害者が子どもで、兄弟姉妹がいる場合には、親がほかの子どもに十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後に兄弟姉妹への影響が出てくる可能性もあります。

③ 心ない言動や過剰な報道等による精神的被害

犯罪等の被害に遭い、社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心ない言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み、報道機関等による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となっています。

周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害は極めて深刻です。

④ 加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛は更に大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

⑤ 捜査、裁判に伴う様々な問題（負担）

捜査や裁判では、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つらい思いをします。

捜査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害者等が、捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、精神的負担が大きくなります。

3 捜査、裁判の流れ

(1) 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「捜査」⇨「起訴」⇨「裁判」の過程を経ます。

※ 加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

① 捜査

捜査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることをいいます。捜査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」といいます。

一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して捜査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります³。

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して捜査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10～20日間勾留されることとなります。被疑者が勾留されている間も、捜査機関は様々な捜査を行います。

② 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。

裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います⁴。

※ 起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。

③ 裁判

被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（これを「公判期日」と言います。）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」といいます。

検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることとなります。

一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。（被害者参加制度）

³ 被疑者の身柄を拘束せずに捜査が行われる場合もあります。また逮捕された場合でも、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。

⁴ 逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されません。

④ 刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。

なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定をすることができる損害賠償命令制度があります。

《各種制度について》

被害者参加制度

殺人、傷害、危険運転致死傷など故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件、強姦性交等・強制わいせつ、逮捕・監禁、過失運転致死傷などの事件の被害者やご遺族の方々が、あらかじめ検察官に申し出て、裁判所の許可を得た場合は、被害者等の方々は「被害者参加人」として刑事裁判に参加し、公判期日に出席したり、被告人質問などを行うことができます。

また、これらの行為を弁護士に委託することもできます。

法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/keijil/keiji_keijil1-4.html#4

検察庁ホームページ <http://www.kensatsu.go.jp/>

被害者参加人のための国選弁護制度

被害者参加人の資力が一定の基準額に満たない場合は、国が報酬等を負担する弁護士の選定を求めることができます。

法テラスホームページ

https://www.houterasu.or.jp/higaishashien/seido/higaisha_sankanin/index.html

被害者参加旅費等支給制度

被害者参加制度を利用して刑事裁判に出席された方に、国がその旅費、日当及び宿泊料を支給する制度です。資力等にかかわらず、すべての被害者参加人にご利用いただけます。法テラスでは、旅費等の算定と被害者参加人の方への送金業務を行っています。

法テラスホームページ

https://www.houterasu.or.jp/higaishashien/seido/higaisha_sankaryohi/index.html

損害賠償命令制度

殺人、傷害などの故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件などの被害者又はその相続人などの方は、刑事裁判所に対し、起訴後、刑事裁判の弁論が終わるまでの間に、被告人に対する損害賠償命令を申し立てることができます。

この申立ては、刑事裁判の起訴状に記載された犯罪事実に基づいて、その犯罪によって生じた損害の賠償を請求するものです。申立てを受けた刑事裁判所は、刑事事件について有罪の判決があった後、この申立てについての審理をそのまま担当し、刑事裁判の訴訟記録をこの審理においても取り調べた上、原則として4回以内の期日で審理を終わらせ、損害賠償命令の申立てについて決定をすることになります。この決定に対して、両当事者から異議の申立てがあった場合などは、通常の民事訴訟のに移ります（この場合でも、審理に必要な刑事裁判の訴訟記録は民事の裁判所に送付されます）。

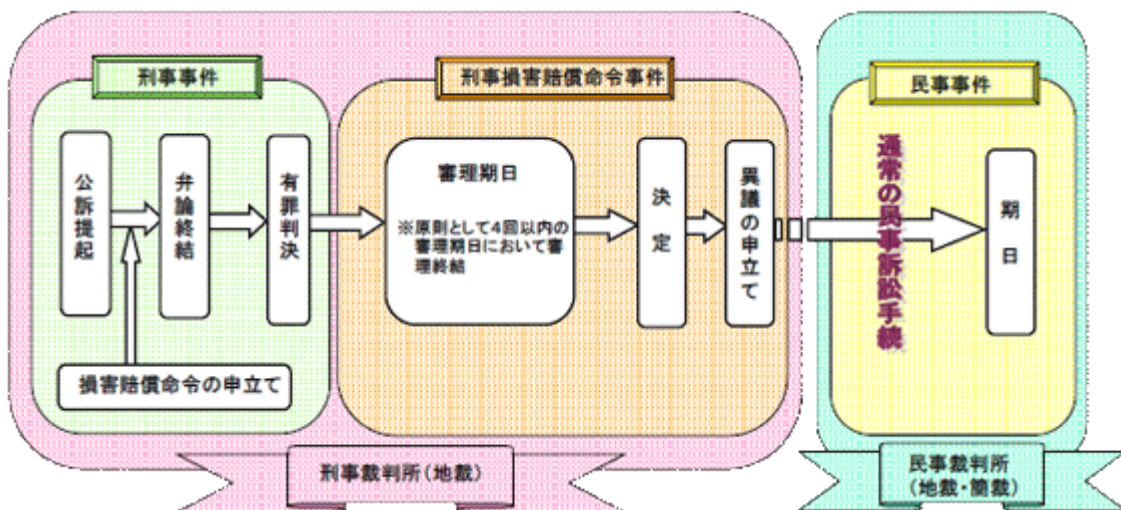
この制度では、刑事裁判所が民事の損害賠償の審理を担当し、刑事裁判の訴訟記録を取り調べることなど刑事手続の成果を利用することにより、被害者やご遺族等の方々による被害の事実立証がしやすく、基本的に損害の賠償額を中心とした審理をすることになるので、簡易迅速に手続を進めることができます。

さらに、申立手数料が2,000円であるなど利用しやすい制度であり、また、通常の民事訴訟の手続に移った場合でも、訴訟記録をコピーして民事の裁判所に提出する手間が省けるなど、被害者やご遺族等の方々の損害賠償請求に関する労力を軽減する仕組みになっています。

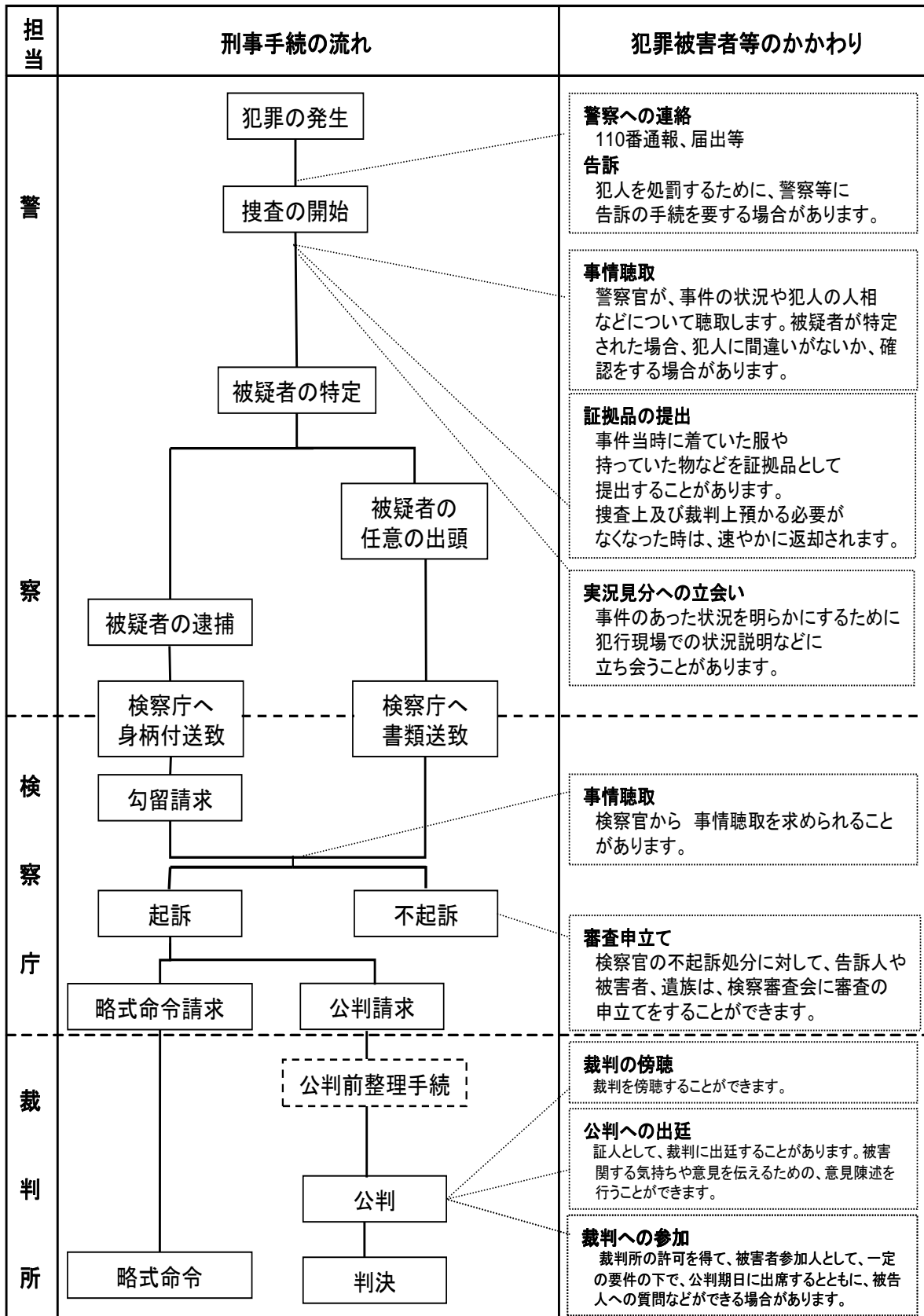
法務省ホームページ http://www.moj.go.jp/keiji1/keiji_keiji11-4.html#9

裁判所ホームページ <https://www.courts.go.jp/about/hogosisaku/seido/Index.html>

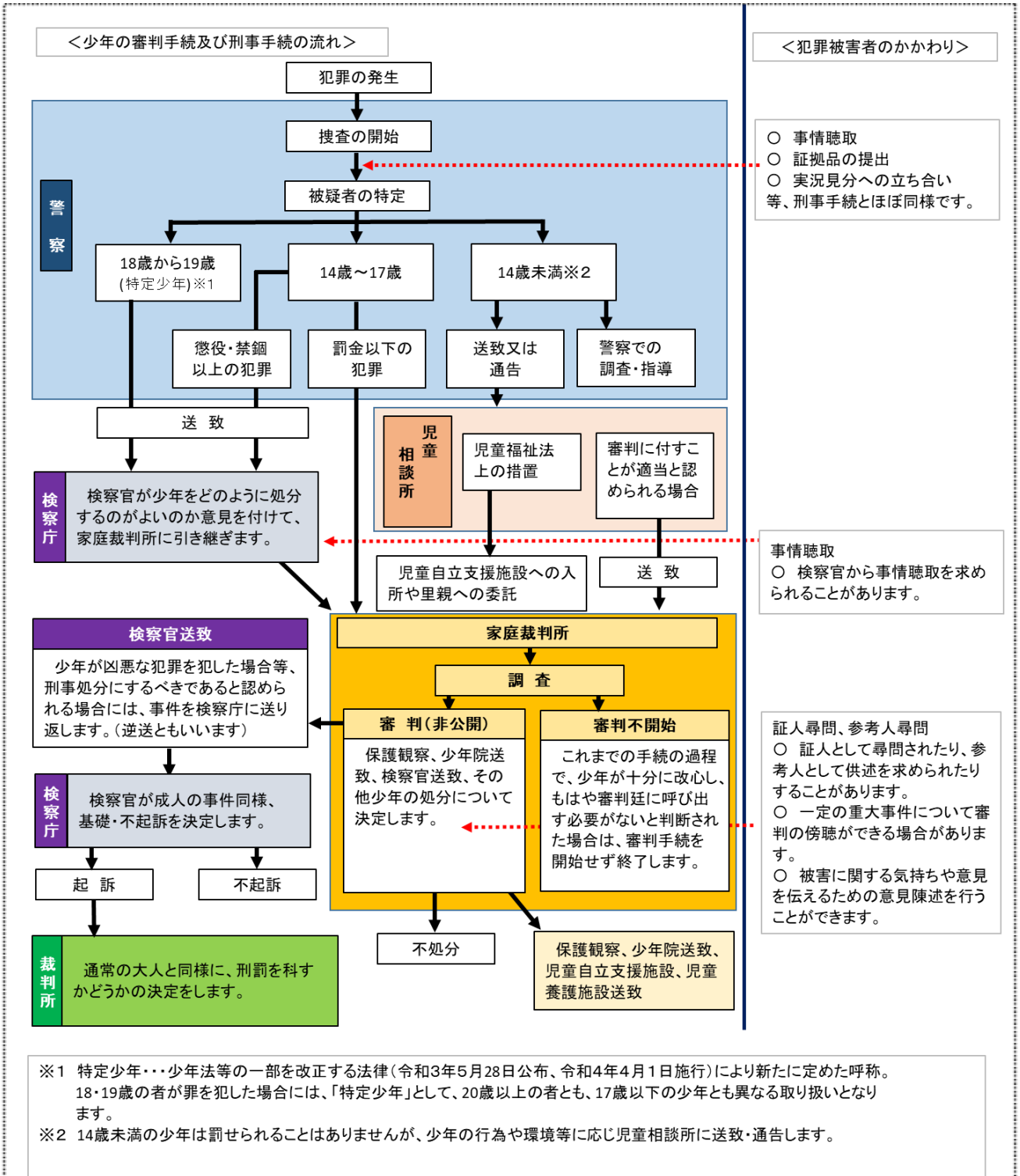
〈損害賠償命令制度の流れ〉



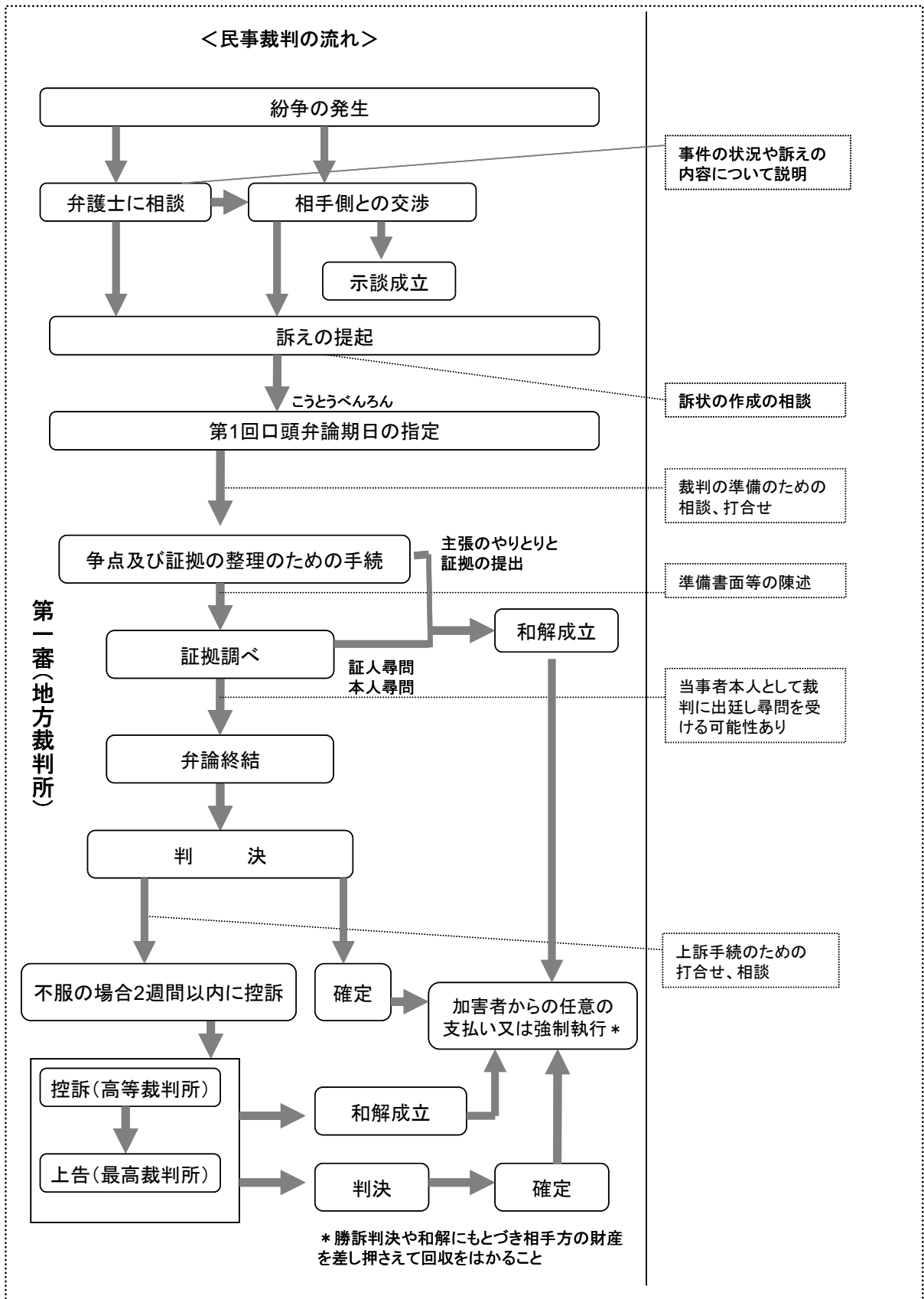
一般的な刑事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり



少年(20歳未満の者)と審判手続及び刑事手続の流れと 犯罪被害者等のかかわり



民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり



4 様々なニーズに対応するための関係機関・団体との連携

(1) 行政による総合相談窓口について

① 「総合的な相談窓口」の設置

犯罪被害者等基本法、犯罪被害者等基本計画（以下「基本計画」という。）制定以後、犯罪被害者等の支援は、国による裁判・検察制度などに関する犯罪被害者等の立場を尊重した法整備のほか、被害直後においては警察等を中心に直接的な支援が行われています。

多岐にわたる支援を含めて、中長期にわたって途切れなく犯罪被害者等への支援を行うために、基本計画では、地方公共団体において施策の総合的な推進を担当する「施策担当総合窓口」の設置が必要であるとされたことを受け、県では平成22年3月に「山形県犯罪被害者等支援条例」を定め、防災くらし安心部消費生活・地域安全課が施策担当総合窓口を担当しています。

② 犯罪被害者等施策における市町村の役割

犯罪被害者等の抱える問題は様々であり、ニーズに応える支援も多岐にわたります。更に、突然の犯罪被害を受けて、どこに相談に行くべきかもわからないまま県や市町村の相談窓口に見える場合が想定されます。

特に市町村は、住民にとって最も身近な存在であり、かつ、各種保険医療・福祉制度の実施主体であることから、まずは一時的な相談窓口として、犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し、庁内関係部局の所管する各種支援制度の案内をはじめ、関係機関・団体に関する情報提供や橋渡しなどを行うなど、適切な支援につなげる対応が求められます。

このようなことから、施策担当窓口部局では、主に以下の役割を果たすことが期待されています。

ア 施策の総合的な推進に係る企画・調整

犯罪被害者等及びその支援者からの意見・要望を一元的に把握し、庁内横断的に施策の企画立案調整を行うこと。

イ 関係機関・団体間の連携の促進

国、都道府県、市町村との連携の窓口、民間団体、その他関係機関団体との連携の窓口としての役割を果たすこと。

ウ 相談・情報提供

総合的な対応窓口として、犯罪被害者等からの相談・問い合わせに対応して、庁内関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しなどを行うこと。

エ 広報啓発

被害者の心身の状況や置かれた環境を理解し、地域社会全体で犯罪被害者等が再び平穏な生活を営めるよう支える必要があることを地域住民に啓発すること。

犯罪被害者等のみならず地域住民一般に、総合的な対応窓口をはじめ地域で利用できる各種制度や相談窓口を周知すること。

③ 組織的連携により築く「総合的な相談窓口」の設置

県・市町村の連携協力は、途切れのない支援体制をつくる上で重要です。

犯罪被害者等からの相談や問い合わせに対し相互に橋渡しできるよう、県と市町村の間でそれぞれが有する制度・事業の情報や連携方法について認識を共有しておくことが必要です。

また、県と市町村の役割分担については、地域の実情に応じて犯罪被害者等が望む場所で適切な時期に必要な支援を途切れなく受けられるようにするといった視点で、相互補完的なものとしてとらえることが重要です。

県としては、市町村との連携がスムーズに行えるように、日頃から市町村担当者との関係を築いておきたいと考えます。

(2) 支援のための事前準備

① 犯罪被害者等を対象に活用できる施策を把握

関係機関・団体、市町村等において実施している各種相談事業や保険・医療・福祉事業等の中には、犯罪被害者等が抱える問題の解決に役立つ事業が多く存在します。

犯罪被害者等支援を行うには、まず担当者が、各種事業を把握し、犯罪被害者等の個々の事情に応じて、必要な情報を提供できるように準備しておくことが大切です。

犯罪被害者等がいつ来訪してもいいように、こうした事業を取りまとめておくことで、担当者の異動があっても仕組みとして引き継がれ、毎年度更新することで制度内容の変更にも対応可能となります。

市町村で、暮らしにかかわりのある制度や窓口における手続をまとめたガイドブックを作成している場合、それを活用するのも一つの方法です。

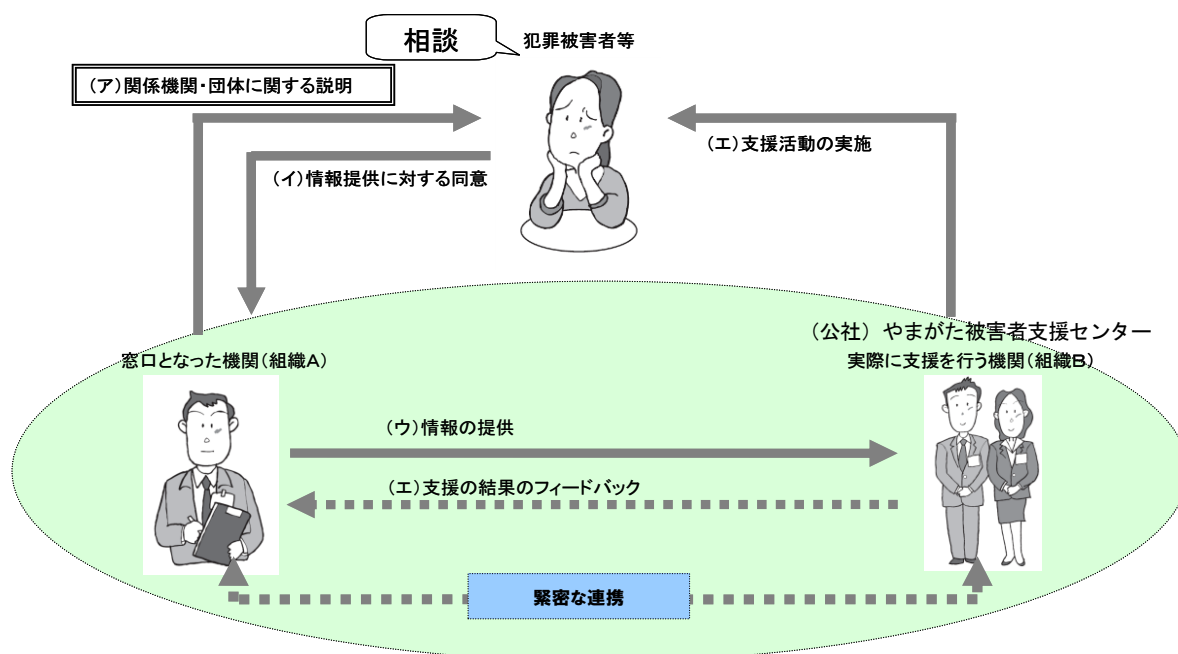
② 関係機関・団体の連携体制を構築

犯罪被害者等の個々の事情に応じた支援を提供するためには、関係機関・団体との情報共有・連携が不可欠です。

関係課との個別協議はもちろん、必要に応じて、関係課による「連携会議」の開催等により、支援方法を協議します。

(3) 関係機関・団体の連携の実際

① 基本的な連携の流れ 《フロー図》



ア 関係機関・団体に関する説明

犯罪被害者等から相談を受けた場合、機関・団体（組織A）は、相談内容に応じ、対応し得る機関・団体やその支援概要等について説明をします。

《犯罪被害者等に対して最低限伝えるべき情報》

- ・ 組織の概要（組織形態、業務内容）
- ・ 行っている支援の概要（犯罪被害者等に特化した支援か否かを含む）
- ・ 連絡先（名称、住所、電話番号）
- ・ 受付時間

イ 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

犯罪被害者等が、実際に他の機関・団体（組織B）を利用することを決めたら、面接相談の場合には、組織Aから組織Bへの紹介（連絡）を希望するか否か確認します。その際には、事前に連絡をしておくことで、実際に犯罪被害者等が組織Bに相談に行った際に、よりスムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できることといった利点を説明します。また、犯罪被害者等から入手した情報については、組織B以外には伝えないこと、組織には守秘義務があること、情報は支援目的以外には使用しないことを説明します。

犯罪被害者等が、事前連絡を希望したら、以下の項目のうち、組織Bに

伝達して良い情報を確認し、伝達について同意を得ます。また、犯罪被害者等と組織Bとの連絡方法（例、犯罪被害者等から組織B（担当者名を伝えることが可能な場合は担当者）に電話をする）について確認し、犯罪被害者等が安心して、確実に組織Bと連絡がとれるよう、配慮することが重要です。

なお、以下の項目は、連携の際に伝達すると有効と考えられる犯罪被害者等の情報について、大まかに整理したものです。これはあくまで例示ですので、無理に聞き出す必要はありません。犯罪被害者等の意思を尊重してください。

《最低限伝えるべき情報》

- ・氏名、性別、被害当事者との関係
- ・電話番号
- ・犯罪等被害の概要
- ・希望する支援の内容

《状況に応じて伝えるべき情報》

- ・住所
- ・生年月日
- ・犯罪被害発生日
- ・被害の程度、障害の有無
- ・紹介元機関・団体で受けた支援の内容
- ・これまで相談に行った機関・団体と受けた支援内容の履歴

ウ 犯罪被害者等に関する情報の提供等

組織Bに連絡をし、犯罪被害者等への支援を行っていくために組織Bでの対応が必要であることを伝え理解を得た上で、犯罪被害者等の同意を得た情報を、組織Bに伝達します。その際、組織Bにおいて、事前に犯罪被害者等に伝えておいてほしい追加情報があれば、組織Aに伝達を依頼します。

犯罪被害者等に対し、情報の伝達を行ったことを伝え、組織Bに関する追加情報があれば、それを伝えます。

また、組織Bにおいて、犯罪被害者等の状況を正確に把握するため、あらためて詳細な説明が求められる場合があることを説明します。さらに、組織Bにおいて、支援が受けられない可能性も考えられますので、組織Bでの支援について確約するような説明は避けてください。また、犯罪被害者等が組織Bに望んでいた支援と異なる時には、組織Aに再度相談できることを伝えます。

エ 支援活動の実施

組織Bでは、組織Aからの情報を参考にし、犯罪被害者等に対応します。必要に応じて、対応結果について組織Aにフィードバックをします。

オ より緊密な連携

問題が複雑な場合には、関係機関・団体の担当者が集まり、共に支援を行うことが重要です。たとえば、犯罪被害者等の状況に応じて、組織Aの支援者が犯罪被害者等と組織Bに直接出向き、対面で情報提供と役割分担あるいは引継ぎを行うことが考えられます。

また、中長期的にチームで対応していく場合には、定期的にカンファレンスを開くなどし、犯罪被害者等の状況や今後の見通し等について、個人情報取扱に注意した上で情報を共有し、検討しておくことも有効です。

特に、各機関・団体がいつまで支援を継続できるかはしばしば問題になります。「途切れない支援」を行うためには、短期及び中長期的な視点を組み込んだ支援計画を立てることが重要です。

関係機関・団体においては、犯罪被害者等のための支援であることを常に念頭におき、犯罪被害者等を中心とした支援体制になるように心掛ける必要があります。専門家・支援者が良かれと思って一方的に支援を進めることがないように留意してください。

② 連携の際の留意点

ア 相互理解・信頼関係構築の必要性

関係機関・団体においては、まずは、互いの支援内容、活動目的等を理解し合うことが重要です。互いの役割をよく理解していないと、相談内容に応じた適切な機関・団体を選択できないばかりでなく、連携の目的について共通理解が得られず、連携が容易に進まないといったことにもなりかねません。

日頃から、事例検討や情報交換等を通して、担当者同士が関係を密にしておくことが重要です。

イ 犯罪被害者等の心情への配慮

自機関・団体に、相談内容に適した事業がなく、他機関・団体を紹介する場合には、その旨を丁寧に説明し、犯罪被害者等が「たらい回しにされた」と感じることがないように努めてください。「たらい回しにされた」というような印象を与えることは、犯罪被害者等の心を傷つける上に、自機関への信頼を損ねることに繋がります。場合によっては、犯罪被害者等支援の関係機関・団体全体への信頼感を損ね、支援者との関わりを犯罪被害者等が望まなくなる場合もあります。

ウ 正確な情報提供

他機関・団体の情報を犯罪被害者等に伝達する場合には、正確な情報を伝えるとともに、支援の詳細は直接相談してみなければわからないことを伝えてください。不用意に曖昧な情報を伝えることは、犯罪被害者等を混乱させたり、期待していた支援を受けることができず、後に落胆させてし

まう結果となります。当該被害者等が必要とする支援を自機関・団体で行っていないこと、他機関・団体に尋ねることがよいと思われること、希望があれば、その機関・団体を案内することについて、事務的な印象を与えないよう十分配慮しながら伝えることが重要です。

エ 情報管理の徹底

機関・団体同士で犯罪被害者等の個人情報について伝達する際には、必ず犯罪被害者等の同意を得るとともに、口頭の場合には周囲に聞こえないようにする、FAXの場合には誤送信を防ぐため短縮ダイヤル等を利用する、Eメールの場合にはパスワードを付す、被害者等の実名の記載は避けイニシャルのみにするなど工夫し、絶対に情報が流出することのないように注意してください。不安の強い被害者等の場合は、被害者の目の前で関係機関に電話をかけたり、書簡で情報伝達する際には書類に目を通してもらうなど、当事者が確認し、安心できる手続を踏みましょう。

(4) (公社)やまがた被害者支援センターとの連携

① (公社)やまがた被害者支援センターについて

ア 犯罪被害者早期援助団体としての被害者支援

公益社団法人やまがた被害者支援センター（以下「支援センター」という。）は、殺人、性犯罪、暴行・傷害などの犯罪や、交通事故に遭った被害者等に対して、被害直後の早い段階から精神的支援をはじめとする各種支援を行い、被害の回復や軽減に努めるとともに、社会全体の被害者支援意識の高揚を図ることを目的として設立した公益社団法人です。

支援センターは、山形県公安委員会が指定した犯罪被害者等早期援助団体で、犯罪被害者等支援に関して、被害者の同意を得たうえで警察から情報提供を受け支援活動を行っているほか、専門の相談員が電話や面接による相談に応じ、各種支援等の提示、助言等を行っています。

コラム ～犯罪被害者等早期援助団体について～

犯罪被害者等早期援助団体とは、被害にあった犯罪被害者等に対する援助を適正・確実に行うことができる民間団体として、都道府県公安委員会から指定される団体です。都道府県公安委員会から指定を受けることによって、犯罪被害者等早期援助団体は、犯罪被害者等の同意の下に警察から当該被害者等の情報提供を受けることができます。提供された情報に基づいて、犯罪被害者等早期援助団体は、被害直後の段階から犯罪被害者等の身の回りの世話など日常生活の支援、病院、法廷への付き添い、物品の供与や貸与、役務の提供などの直接的支援を行うことができます。

イ ワンストップ支援センターとしての性犯罪・性暴力被害者支援

支援センターは、性犯罪・性暴力に特化した被害相談窓口として、相談受理から支援まで1か所に対応できるワンストップ支援センターの役割

を持つ「やまがた性暴力被害者サポートセンター（愛称：べにサポやまがた）」を運営しています。

相談には女性相談員が対応するほか、警察や裁判所、医療機関等への付添いや産婦人科医療機関の紹介、受診費用等の助成を行っています。

② 支援センターとの連携要領

ア 支援センターに関する説明

相談内容に応じて、支援センターが行っている支援の説明をします。

犯罪被害者等が希望する支援が受けられるかどうかは、支援センターに相談してみないとわからないことも必ず説明してください。

イ 犯罪被害者等からの情報提供に対する同意等

実際に支援センターを利用することを決めたら、支援センターへの紹介（連絡）を希望するか否かを確認します。その際、事前に連絡することで、犯罪被害者等が支援センターに相談に行った際に、スムーズな対応を受けられること、被害について一から話す負担を軽減できる等の利点を説明します。

また、入手した情報については、支援センター以外には伝えないこと、支援センターは守秘義務を定めており、個人情報支援目的以外には使用せず、守秘義務を徹底遵守して専門の相談員が対応することを説明します。

犯罪被害者等が支援センターに相談することを希望し、犯罪被害者等の情報を事前に提供することに同意した場合には、「情報提供書 兼 同意確認書」（参照 P. 21）を作成します。

ウ 「情報提供 兼 同意確認書」作成手順

- 支援を希望する被害者等の氏名等
 - ・支援対象となる犯罪被害者等名を記入する。匿名希望や、名乗るのを拒む場合は「匿名」やイニシャル・仮名等でもよい。
 - ・最低でも電話番号は記入した方がよいが、拒むようであれば、本人から直接、支援センターに電話を入れてもらう等、無理に聞き出さない。
- 情報提供についての同意確認欄及び電話相談等の場合
 - ・支援センターに情報提供するためには、本人同意が必ず必要なので、本人の自署、署名を拒む場合は自書で“同意する”と記入して貰う。
 - ・電話の場合、口頭で同意を得た上で、電話番号を聴取し同意した日時を記入する。
- 連絡年月日～支援センターに情報提供した日時

エ 情報提供方法

- 支援センターへの情報提供は、電話で。
支援センター電話番号（事務局） 023-642-3571

情報提供書 兼 同意確認書

支援を希望する 被害者等の氏名等	氏名： _____ 生年月日： _____ 年齢 _____ 性別 男・女
	連絡先：電話 _____ (_____) 住所等 _____
窓口に来た人	<input type="checkbox"/> 被害当事者 <input type="checkbox"/> 家族・遺族（続柄 _____） <input type="checkbox"/> その他（氏名 _____ 本人との関係 _____）
犯罪等被害の概要 ※犯罪被害者等からの申告 を基に記載	被害発生日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
	被害発生場所： <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 職場 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 被害の種類： <input type="checkbox"/> 殺人 <input type="checkbox"/> 傷害 <input type="checkbox"/> 交通事件 <input type="checkbox"/> 性暴力 <input type="checkbox"/> 配偶者からの暴力 <input type="checkbox"/> ストーカー <input type="checkbox"/> 子ども虐待 <input type="checkbox"/> その他（ _____ ） 被害の概要： _____
心身の状態	通院歴： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	通院状況： <input type="checkbox"/> 通院中 <input type="checkbox"/> 終止、後遺障害： <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし 具体的状況（傷害や後遺障害の程度）： _____
犯罪被害者等の支援 の要望	例）裁判時の付き添いや、犯罪被害について継続的に相談にのってほしい。
これまで受けた 支援内容等	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし
	相談日： _____ 年 _____ 月頃 _____ 相談機関・団体名 _____ 受けた支援の内容： _____
引継先及び担当等	_____ 担当
情報提供についての 同意確認欄	犯罪被害の支援に関する情報を上記連絡先に提供することを同意します。 また、当方が上記連絡先から情報提要を受けることに同意します。 署名又は同意確認記述 _____ （匿名の場合は同意します） （署名不可の場合は「同意する」等直筆で記入）
電話相談等の場合	上記記載の情報を（社） _____ に提供することに 電話 _____（ _____ ）から _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分 同意を得た
連絡年月日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
担当部署連絡先 （作成者）	_____ 係 _____ 氏名

犯罪被害者等相談報告書

受理番号 号

受理月日	年 月 日 ()	相談時間	時 分～ 時 分 (計 分)
相談者	住所 氏名	電話番号	男・女 (歳)
被害内容			
加害者			
相談者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 家族 () <input type="checkbox"/> 知人 () <input type="checkbox"/> その他 () <input type="checkbox"/> 不明		
件名			
相談内容及び経過			
処理結果			
担当者		引継者	

※ 犯罪被害者等が支援を途切れることなく享受するためには、犯罪被害者等からの相談内容を記録化し確実に引継ぐことが求められます。本書式は、犯罪被害者等から相談を受けた場合に記載する書式の一例を提示したもので、各団体で使用している、既成の相談受理の書式に変わるものではありません。

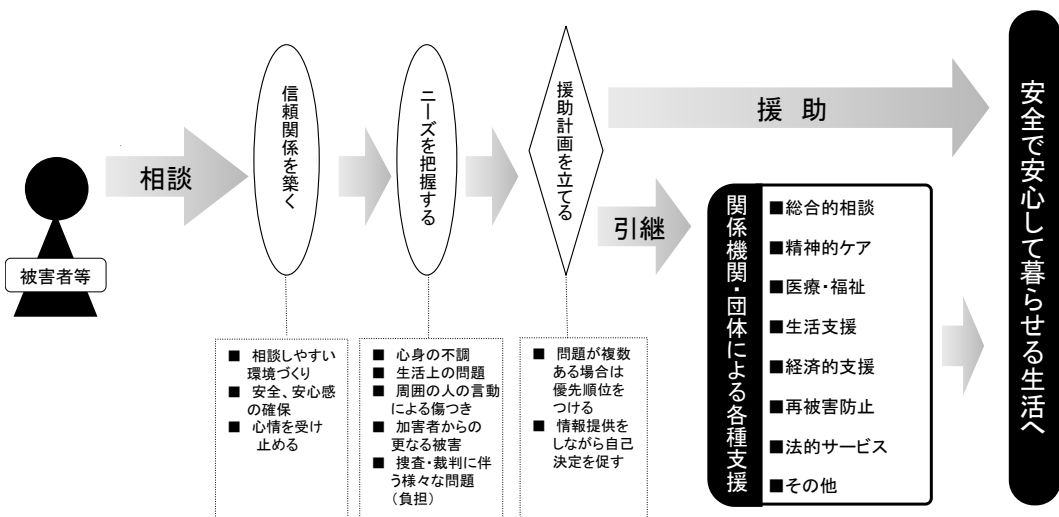
5 支援に携わる際の留意事項

犯罪被害者等は、被害に遭うまでは家族や友人に囲まれ通常の生活を送ることができた人々です。しかし、犯罪被害に遭うと被害による損害や混乱のため、これまで当たり前だった日常生活が、突然できない状況に陥ります。

支援者は、犯罪被害者等の本来もっている力（物事への対処方法、社会的つながり）を最大限に尊重し、それらの力が損なわれないような支援を行う必要があります。

(1) 基本的な支援対応の流れ

犯罪被害者等の相談対応から支援実施までの基本的な流れは、以下のとおりです。



(2) 相談を受けるときのポイント

① 犯罪被害者等の特徴を理解する

犯罪被害者等は、直接的な被害だけでなく、心身の不調や経済的負担の増加など様々な二次的被害を受けます。

これらにより、犯罪被害者等は、一時的に問題解決能力（問題を認識し、解決策を考え、実行する力）を失った状態に陥ることがあります。

特に事件直後は、混乱をきたし、考えがまとまらないことがよくあります。

このような状態の犯罪被害者等に対して、「何に困っていますか？」や「大丈夫ですか？」等と要望を漠然と聞く問いかけは、適切とはいえません。

漠然とした質問は、判断力を失ってしまっている状態の犯罪被害者等には、何とも答えようがないのです。相談を聴くときは、まず犯罪被害者等が問題解決能力を失っている可能性があることを理解し、できる限り、具体的な例を挙げながら尋ね、その中で見えてくる問題・ニーズを見極めることが重要です。

② 信頼関係(ラポール)を築く

ア 相談しやすい環境づくり

来訪時は、周囲の目にさらされないように、また、再被害・二次的被害に遭わないように相談場所（個室等）を確保しましょう。

犯罪被害者等の状況や希望に応じて、担当者（年齢・性別・役職等）を選定するなど可能な範囲での配慮を心がけましょう。

また、電話の場合は、周囲の会話や笑い声等が入らないよう配慮しましょう。相談環境を整えることが、その後の信頼関係の構築に役立ちます。

イ 自己紹介

自己紹介は、信頼関係を築く上での基本です。

名前、担当課を述べた上で、

- ・担当課の役割（所管する業務等）
- ・相談内容について秘密が守られること

等についてわかりやすく伝えましょう。

犯罪被害者等は、人や社会への不信に陥っていることが多いので、誠意をもって対応することを伝えましょう。

ウ 受容と共感

受容と共感とは、耳を傾けて聴く・受け止めるということです。

機械的に受容・共感を行おうとすると見透かされます。

相談している犯罪被害者等と向き合っている気持ちや、姿勢が伝わるように、受容と共感を行いましょう。

類 型	好ましいとされる受け答えの例
受 容	「ああ」、「ええ」、「そうですね」等
共 感	「大変でしたね」、「つらかったですね」等

エ 「要約」の意識的活用

限られた時間内に効率よく情報収集するため「〇〇ということですね」等、話を意識的に要約します。

正しければ、相手は安心できますし、間違っていれば訂正してもらうことができます。「ところで…」と聞きたい話題に切り替えることもできます。

オ 傷つけやすい言葉・好ましい言葉

犯罪被害者等を傷つけやすい言葉と比較的好ましいとされる言葉を紹介します。

ただ、これらの言葉は一般的なもので、犯罪被害者等が話す内容をしっかりと受け止め、共感することが何よりも大切です。

<好ましいとされる言葉>

類 型	受け答えの例
共感する	<ul style="list-style-type: none"> ・よく頑張ってこられましたね ・そのようなことがあって大変でしたね ・つらかったですね
感情を出すことを認める	<ul style="list-style-type: none"> ・怒ったり泣いたりしていいのですよ ・泣くことは自然な感情です
不安を解消させる	<ul style="list-style-type: none"> ・自分を責めないでください ・あなたは悪くありませんよ ・今までと同じように仕事や家事ができなくて当たり前です ・本当に辛いことは忘れられなくて当たり前です
ねぎらいの言葉	<ul style="list-style-type: none"> ・今日はよく来てくださいました ・お話しくださってありがとう ・お疲れになったでしょう

<傷つけやすい言葉>

類 型	受け答えの例
罪悪感を助長する言葉	<ul style="list-style-type: none"> ・そのとき、あなたが〇〇していれば ・私ならこうしていた ・もうちょっと気をつけていればよかったのに
被害の状況を他人と比べる	<ul style="list-style-type: none"> ・前の人と比べたら、まだ ・ほかにもっとひどい人がいる
強くなることを勧める	<ul style="list-style-type: none"> ・がんばって、強くなって ・あなた1人が苦しいではありません ・泣いてばかりいると、その人は成仏しませんよ
あきらめや忘れることを勧める	<ul style="list-style-type: none"> ・命が助かっただけでもよかったと思わなければ ・つらいことは忘れるようにしましょう ・ほかにも子どもがいることを感謝しなければ ・時間が解決してくれます ・いつまでもそんなことにこだわらないで

③ 危険性・緊急性・健康状態を確かめる

相談される犯罪被害者等の危険性や緊急性、健康状態を確認しましょう。
危険性・緊急性が認められる場合は、犯罪被害者等の安全を確保した上で警察等へ通報することも必要です。

<確認する際のポイント>

類 型	対 応 例
来 訪	再被害、二次的被害に遭わないように安全な場所（個室等）を確保し、落ち着いて話ができる環境を整えましょう。
電 話	「今いる場所は安全ですか?」、「ケガはしていませんか?」、「誰かそばにいてくれる人はいますか?」等質問し、危険性・緊急性を確認しましょう。

<危険性・緊急性が認められる場合の対応>

- 犯罪被害者等の安全を確保
- 警察・消防（救急）・児童相談所等への通報

※ 危険性・緊急性の判断

- ・被害に遭ってから相談するまで間がない
- ・現に身体にケガをしている又は精神的に非常に混乱している
- ・加害者が被害者を探している又は被害者の居場所を知っている
- ・加害者が事件の発覚を恐れて、逃げている
- ・被害者が児童、高齢者、障害者等である

④ 二次的被害の防止

ア 二次的被害を与えてしまうかもしれないことを意識する

例えば、「死亡診断書」の控えを窓口でとられるときに、「まるでビデオ屋さんで免許証をコピーされるような扱いと感じた。」と話した犯罪被害者等もいるそうです。そのような意識はなくとも、傷つけてしまう可能性があることを理解し、犯罪被害者等と接することが大切です。

イ 二次的被害が最小限になるように配慮する

二次的被害を与えてしまうかもしれないことを意識した上で、二次的被害が最小限になるよう配慮することが大切です。

例えば、何かを問いかけるとき、「どうしてこれを聞く必要があるのか?」よく考えてから聞くように心がけ、「〇〇のために必要なことなので教えて下さい」といった聞き方をするなど、犯罪被害者等の心情に寄り添った言葉かけが大切です。

ウ 二次的被害を与えてしまった場合

犯罪被害者等を傷つけてしまったと思ったときは、すぐに誠意をもって謝りましょう。

(3) ニーズを把握する

① 犯罪被害等の状況把握

ア 被害の全体像をとらえる(インテーク)

犯罪被害者等のペースを尊重し、訴えに耳を傾け、支援に必要な最小限の情報（犯罪被害者等が直面している問題・解決を必要とする課題）の把握に努めましょう。

イ 被害の状況を明確化する(アセスメント)

犯罪被害者等が抱えている問題やニーズ及び犯罪被害者等を取り巻く環境等について把握することで、解決の方向性を見定めます。

概ね次の点が、被害の状況を把握するために必要な事項となりますが、犯罪被害者等の精神状態や健康状態に配慮しながら、対応することが大切です。

A 事件の概要

いつ、どこで、誰が、どんな被害にあったのか、犯罪被害者等が話してくれる範囲で事件の状況を確認します。

B 現在の心身の状態及び治療の状況

身体的なケガや治療の状況、食事や睡眠はとれているかといった健康状態に関すること、カウンセリング等を受けているかといった精神的状態及び精神的ケアの状況に関することを確認します。

C 現在抱えている問題

生活上の問題点とその原因及び行政に望むことを確認します。
併せて、家族構成、親族の状況、収入状況等各種福祉制度を受ける上で必要となる情報を確認します。

D 周囲の人や他機関からのサポートの状況

これまでの犯罪被害者本人やその家族の問題への対応状況、親族や周囲の人のサポート状況、他機関への相談及び受けている支援の状況を確認します。

犯罪被害者等と親族や周囲の人との関係性を確認し、サポートする側の負担も考慮して必要な支援を検討しましょう。

E 現在の刑事手続の状況

加害者の捜査状況、起訴・不起訴の別、裁判の状況等を確認します。
警察に相談していない、相談したが様々な理由により事件化されていないという場合もあります。

② 問題の明確化と整理を行う

犯罪被害者等は、抱えている問題や要望をうまく伝えられないことがあります。「心配ごと・困りごととは何か」、「日常生活はどうしているか」ということを、会話を通じて聞き取り、問題点を下記の3つに分けることで問題の明確化と整理を行います。

区分	類 型
A	本人あるいは家族が援助してほしいと望んでいるもの
B	本人あるいは家族が実際に生活上で困っているもの
C	支援者の目から見たときに援助が必要と思われるもの

(4) 支援計画を立てる

① 支援内容の協議・支援の実践

把握した犯罪被害者等が抱える問題やニーズに対して、どのような制度が活用できるかを関係課と協議し、支援計画を立てます。

② 関係機関・団体及び他市町村との連携

犯罪被害者等が抱える問題は多岐にわたるため、一つの部署のみですべての問題を解決することは難しいといえます。

このため、関係機関・団体との連携を前提に取り組むことが必要です。

関係機関・団体及び他の市町村と連携する際は、犯罪被害者等に「たらい回し」との印象を与えないよう、犯罪被害者等への丁寧な情報提供及び引継ぎ先関係機関・団体との十分な調整が重要です。

(5) 支援者のケア

犯罪被害者等のつらい体験を聞くことにより、支援者自身も次のような精神的なダメージを受けることがあります。これを「代理受傷」といいます。

- ・ 自分も被害を受けるのではないかと心配になる
- ・ 事件のことが頭から離れなくなる
- ・ 自分が無力だと感じる
- ・ 頭痛、肩こり、耳鳴り、不眠等の身体的不調

支援者は、次の「支援者自身の留意点」について意識し、自身の健康を保つよう心がける必要があります。

● 支援従事者自身の留意事項

- ・ 休息・睡眠をしっかり取る
- ・ 仕事とプライベートをはっきり区別し、適度にリフレッシュする
- ・ 自分の気持ちを率直に受け止め、抑制しようとはせず、傷ついていることを受け止める
- ・ 担当者が、自機関・団体にできること・できないこと（限界）をよく認識する
- ・ 一人で抱え込まず、上司・同僚・相談窓口等に相談する

同時に支援者の上司は、支援者の健康や負担軽減について、留意する必要があります。

市町村内の調整や決定を担当者に一任するような姿勢や、担当者に指示するだけで、上司が犯罪被害者等への対応を拒絶するような姿勢は、支援者に大きな精神的負担を与えます。

支援者の上司は、次の「組織の留意点」を意識し、担当者ひとりに問題を抱えさせず、組織で対応する姿勢が大切です。

● 組織の留意事項

- ・ 自機関・団体内（課内）で問題を共有し、担当者一人が抱え込まないように配慮する
- ・ 犯罪被害者等に対して、重要な連絡事項や決定事項を伝える場合は、必要に応じて上司が行う
- ・ 担当者がリフレッシュできるよう休暇取得等に配慮する

6 被害類型別の特徴と注意点

犯罪被害者等の置かれる状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

注) ●=すべての犯罪被害者等が対象となる支援等 ★=対象要件がある支援等

(1) 殺人事件等遺族への対応

(特徴)

殺人事件の被害遺族は、被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を自分自身に置き換えてみたり、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しみます。

また、特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合、経済的な負担を大きく受けることとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合があります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

(対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したことがないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を正確に理解・判断できないなど、思考力や判断力に影響を受けている場合があります。

このような状態にあることを十分に理解し、支援・制度を紹介するパンフレットやメモなどの情報提供等を行う際は、わかりやすい説明に加え、その時期や方法を適切に判断するなど、より一層の配慮が求められます。

1-1 死亡の際の様々な手続

● 死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書(死体検案書)」(有料)を作成・発行してもらいます。「死亡診断書(死体検案書)」を受け取ったら、死亡の事実を知った日から7日以内に市町村に持参して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(連絡先) 市町村、警察署(P135)

● **司法解剖に関する経費の公費負担**

故意の犯罪により被害者が死亡し、司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する場所まで（県内に限る）搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

（連絡先） 警察署 (P135)、海上での犯罪の場合は酒田海上保安部 (P102)

● **各種健康保険・年金の異動届**

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

（連絡先） 市町村国民健康保険担当課、市町村国民年金担当課、年金事務所 (P114)、勤務先庶務担当など

● **遺産相続等**

犯罪被害者が亡くなってから 10 か月以内に相続税について申告しなければなりません。

（連絡先） 犯罪被害者の住所地を管轄する税務署 (P135)

1-2 遺族が受けられる給付、助成制度

★ **犯罪被害者等給付金(遺族給付金)**

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者遺族に対し、一時金が支給されます。

（連絡先） 警察署 (P135)、県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室 (P85)

★ **山形県犯罪被害者等生活資金貸付制度**

犯罪被害者等給付金により返済していただくことを条件に、上限 30 万円として無利子で貸付けを行います。

（連絡先） 警察署 (P135)、県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室 (P87)

★ **遺族基礎年金**

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、子（18 歳になった年度の 3 月 31 日までにある方、または 20 歳未満で障害年金の障害等級 1 級または 2 級の状態にある方）のある配偶者または子に支給されます。

（連絡先） 亡くなった方が住んでいた市町村

★ **遺族厚生（共済）年金等**

厚生（共済）年金に加入中の人、老齢厚生（退職共済）年金を受給する資格のある人、1 級または 2 級の障害厚生（共済）年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

（連絡先） 亡くなった方の住所を管轄している年金事務所 (P114)
亡くなった方の共済組合、亡くなった方の勤務先庶務担当

1-3 子どもが遺族となった場合の奨学金制度

★ 遺児の就学援助等

奨学金が給与されます。

(連絡先) (公財) 犯罪被害救援基金 (P106)、警察署 (P135)

1-4 マスコミ対策

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材への対応について弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

→P62 参照 (3-6-1 マスコミにどう対応していいのかわからない)

(2) 暴行や傷害事件等の被害者への対応

(特徴)

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSDや適応障害、うつ病等にかかる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

(対応上の注意点)

2-1 診断書等の公費支出

★ 診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査又は立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。

(連絡先) 警察署(P135)

2-2 重傷病を負い又は障がいが残った場合に受けられる制度

★ 犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、一時金が支給されます。

(連絡先) 警察署(P135)、県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室(P85)

★ 山形県犯罪被害者等生活資金貸付制度

犯罪被害者等給付金により返済していただくことを条件に、上限30万円として、無利子で貸付けを行います。

(連絡先) 警察署(P135)、県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室(P87)

★ 特別障害者手当

20歳以上で著しい重度の障がいがあるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅の方に支給されます。

(連絡先) 市町村(P133)

★ 身体障害者手帳の交付

身体に障がいがある方は、本人又は保護者の申請で手帳が交付されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障がいの程度に応じて受けられます。

(連絡先) 市町村(P133)

★ **障害者控除**

本人又は扶養親族等が身体障害者手帳の発行を受けるなど一定の場合には、所得税及び住民税の計算上一定の金額が控除されます。

(連絡先) 各税務署(P135)、市町村(P133)

★ **障害基礎年金**

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気や怪我がもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。身体的な障がいだけでなく、精神的な障がいについても、医師の判断によって受給できる可能性があります。

(連絡先) 市町村(P133)

★ **障害厚生(共済)年金等**

厚生(共済)年金の加入中に初診日がある病気や怪我がもとで一定以上の障がいの状態となったときに支給されます。

(連絡先) 年金事務所(P114)、勤務先庶務担当

★ **就労移行/継続支援**

一般企業等への就労を希望する障がい者に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場所を提供します。

(連絡先) 市町村(P133)、指定障害福祉サービス事業者

2-3 子どもが被害当事者の場合に受けられる制度

★ **特別児童扶養手当**

20歳未満で中程度以上の障がいがある児童を家庭で監護し、養育している父母又は養育する者に支給されます。

(連絡先) 市町村(P133)

★ **障害児福祉手当**

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

(連絡先) 市町村(P133)

2-4 加害者が暴力団等である場合

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(連絡先) 警察署(P135)、県警察本部・暴力団関係相談(P96)

(公財) 山形県暴力追放運動推進センター(P101)

(3) 交通事故に遭った人への対応

(特徴)

交通事故は、過失運転致死傷罪、危険運転致死傷罪等の自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律上の「犯罪」に該当するにもかかわらず、「事故」として社会で軽視される傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。

被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

(対応上の注意点)

3-1 交通事故に遭った場合の対応

● 警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

● 警察への診断書提出

交通事故で怪我をした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時は怪我に気付かなかったが、後で怪我が明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

3-2 自賠償保険、自動車保険の保険金請求

(連絡先)

加入している損害保険会社

3-3 相談窓口

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

(連絡先) 山形県弁護士会 (P109)、山形県交通事故相談所 (P68)

(公財) 日弁連交通事故相談センター山形支部 (P115)

(公財) 交通事故紛争処理センター (P116)

(一財) 自賠償保険・共済紛争処理機構 (P117)

(一社) 日本損害保険協会 そんぽADRセンター (P124)

3-4 交通事故における支援制度

★ 政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

(連絡先) 損害保険会社

★ 介護料支給、生活資金貸付等

全国 50 カ所に支所を設置し、自動車事故を原因として介護を要する重度後遺障害をお持ちの方への介護料支給や、自動車事故により脳を損傷し重度の意識障害を負った方を対象に治療と看護を行う専門病院である療護施設を全国 11 カ所に設置・運営しています。

また、交通遺児等への貸付・友の会活動などを行っています。

(連絡先) ナスバ(独立行政法人自動車事故対策機構)(P118)

★ 奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人又は重度の後遺障がいが残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します(大学生等は一部給付制度があります)。

(連絡先) (公財)交通遺児育英会(P122)

★ 交通遺児等育成基金制度

交通事故により保護者を亡くした満 16 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から、拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(連絡先) (公財)交通遺児等育成基金(P123)

★ 交通遺児奨励金

激励見舞金、勉学等奨励金等が給付されます。

(連絡先) 市町村交通安全対策担当

山形県交通安全母の会連合会(山形県消費生活・地域安全課)(P125)

(4) 性犯罪・性暴力に遭った人への対応

(特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。

心理的、社会的な何らかの反応(P.4「①心身の不調」参照)が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大し、影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障がい、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、被害者にとって、異性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、被害者に希望を確認し、同性の支援者の対応を検討することが必要です。

(対応上の注意点)

4-1 早期解決・回復のために、早い段階からの必要な支援

● やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポやまがた」への相談

性被害に遭われた方や過去の被害で悩んでいる方が、被害を抱え込まず、プライバシーを守られながら、安心して電話相談や面接相談などの総合的な支援を受けることのできる相談窓口です。(P95)

(支援内容)

- ・電話や面接による相談対応
- ・医療機関や警察、弁護士、心理カウンセリング等の紹介や付添支援など被害者が求める支援
- ・医療費や法律相談、心理カウンセリングに係る費用の一部を助成

(公費負担制度)

区分	公費負担の内容
医療費負担	避妊治療，感染症検査などの医療費
法律相談費用	弁護士相談費用の一部
心理カウンセリング費用	心理カウンセリング費用の一部

(連絡先)

やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポやまがた」

専用相談 023-665-0500

月～金 午前10時から午後7時まで（土日祝日、年末年始を除く）

※ 上記時間以外でも、政府設置のコールセンターに電話は転送され、24時間365日電話相談は可能です。

※ ホームページから、メールでの相談も可能です。

ホームページ <https://www.benisapo.jp/>

全国共通短縮ダイヤル #8891 「#はやくワン（ストップ）」

又は 0120-8891-77

※ 全国共通ダイヤルは、全国どこからでも最寄りのワンストップ支援センター（山形県は「べにサポやまがた」）につながる仕組みとなっています。

4-2 警察の対応

性暴力の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をためらう場合が多いため、警察でどのような対応をされるか説明したり、支援者が警察まで付き添うなどし、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

● 警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、本人の希望する性別の警察官が対応するようにしています。

(連絡先) 警察署(P135) 山形県弁護士会(P109)

コラム —親告罪—

性犯罪は、親告罪（告訴がなければ起訴できない）にあたるとして、近年まで原則として犯人を知った日から6か月経過後は起訴することができないとされてきました。

しかし、平成29年7月に施行された改正刑法の規定により、強制性交等罪、強制わいせつ罪等に関して親告罪の規定が撤廃され、被害者の告訴がなくても犯人を起訴できるようになりました。

● 警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれる他、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状

況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

なお、やまがた性暴力被害者サポートセンターでは、女性の支援活動員が警察署への付添いや被害状況を説明する際の補助等、被害者の負担軽減のための支援を行っています。

(連絡先) 警察署(P135)、やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)

4-3 産婦人科等での検診

すぐに警察に届け出ることによって消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。その際、受診の必要性について本人によく説明し、理解を得ることが重要です。

● 緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により高い確率で妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、診断書料、初診料、検査費用、緊急避妊費用等を公費で負担します。

また、やまがた性暴力被害者サポートセンターでは、女性の支援活動員による医療機関への付添いや初診料、緊急避妊措置等に要した費用の助成を行っています。(警察の公費負担を利用した場合は助成が受けられない場合があります。)

(連絡先) 警察署(P135)、やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)
産婦人科

● 犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において、犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に、証拠となります。ただし、入浴等してしまうと採取できない場合があるので、すぐに受診することが重要です。

証拠を保全するため、体液等の採取が必要な場合は、被害者に代わって警察が病院の手配や医師への説明を行います。

(連絡先) 警察署(P135)

● 病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に支援者が付添いを行います。

(連絡先) やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)
(公社) やまがた被害者支援センター(P100)

● 特定感染症検査

HIV抗体検査、クラミジア抗体検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査が無料・匿名でできます。

(連絡先) 保健所(P132)

4-4 裁判における精神的負担軽減のための制度

★ 証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において、遮へい措置や、ビデオリンク方式による尋問を求めることもできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置を求めることもできます。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)、山形県弁護士会(P109)
やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)
(公社) やまがた被害者支援センター (P100)

★ 公判の代理傍聴

性犯罪の被害者が公判廷の審理を傍聴することが大きな負担となる場合があります。民間団体の支援者が被害者に代わって公判を傍聴し、その状況を被害者に伝えるなど被害者の負担を減らす措置を求めることもできます。

(連絡先) やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)

(5) 配偶者からの暴力を受けた人への対応

(特徴)

配偶者からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないわいせつな画像等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけではなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体の症状が現れることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいたらないから…」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から逃げ出すことは難しいことです。加害者である配偶者への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚などの周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気づかないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化、深刻化しやすいという特徴があります。

(対応上の注意点)

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けることが大切です

暴力の中で長い間、暮らしてきた困難や苦しみをまず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのままに聞いて下さい。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

5-1 緊急性(安定性)を確認

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者は怪我を負っていないか、また、子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。

なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申し立ての証拠として使える場合があります。

配偶者からの暴力を受けている人を発見した人は、警察又は配偶者暴力相談支援センターに通報するように努めなければなりません。

医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。

通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命又は身体に対する重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、そのような同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

(連絡先) 警察署(P135)、配偶者暴力相談支援センター(P74)

やまがた性暴力被害者サポートセンター(P95)、医療機関

5-2 緊急時における安全の確保及び一時保護

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保及び一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合などには、婦人相談所の一時保護についての情報提供を行います。一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につながります。配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱などの手続について相談できます。

(連絡先) 市町村、配偶者暴力相談支援センター(P74)
山形県弁護士会(P109)

5-3 再被害防止に関する制度

★ 保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられることがあります。

接近禁止命令

被害者の身边につきまとい、又は被害者の住居、勤務先等の付近をはいかいすることを6ヶ月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、保護命令と併せて、子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申し立ても可能。

退去命令

被害者と共に生活の拠点としている住居から2ヶ月間退去することを命じるもの。再度の申し立てが出来る場合もある。

電話等禁止命令

被害者への面会要求や無言電話等を禁止するもの。

(連絡先)

警察署(P135)、配偶者暴力相談支援センター(P74)、地方裁判所(P136)

★ 住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて新しい居住地に住民票を異動させる必要がある場合、被害者は、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付しないように、申し出ることが出来ます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。同一の住所を有する方についても、併せて支援を申し出ることが可能です。

(連絡先) 住民登録地の市町村

5-4 経済的自立に関する制度

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→ P55 参照（3-1-2 働かなければならないが、就職先が決まらない）

(6) ストーカー被害に遭った人への対応

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「位置情報無承諾取得等」、そして「ストーカー行為」です。特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、又はそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

「つきまとい等」とは

- ① つきまとい、待ち伏せ、進路に立ちふさがり、見張り、押しかけ、うろつき
- ② 監視していると告げる行為
- ③ 面会、交際その他の義務のないことを行うことの要求
- ④ 乱暴な言動
- ⑤ 無言電話、拒まれたにもかかわらず連続した電話、ファクシミリ、文書の送付、電子メールの送信等
- ⑥ 汚物などの送付
- ⑦ 名誉を害する事項の告知等
- ⑧ 性的羞恥心を害する事項の告知等

「位置情報無承諾取得等」とは

- ① 承諾なくGPS機器等の位置情報を取得
- ② 承諾なくGPS機器等の取り付け

を行うことをいいます。

ストーカー行為は、「つきまとい等」「位置情報無承諾取得等」を繰り返して行うことをいいます。

加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再被害の防止が重要となります。

(対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には、警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
- 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
- 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
- 電話の会話内容をメモ、又は録音する
- 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影し保存する
(連絡先) 警察署(P135)

6-1 ストーカー被害者に対する再被害防止のための方法

★ 警察からの警告、事件化

警察から相手方への口頭注意を行ったり、被害者の申出を受けて相手方に「警告書」の交付や「禁止命令等」を出すことができます。また、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

なお、平成28年の法改正によりストーカー行為罪は告訴がなくても起訴することができるようになりました。

(連絡先) 警察署(P135)、山形県弁護士会(P109)

★ 住民票の写しの交付等の制限

ストーカー被害、配偶者暴力(DV)から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町村長が交付をしないように、申し出ることができます。なお、申出を受けた市町村長は、警察、配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

同一の住所を有する方で、その方を通じて住所が知られる可能性がある場合、その方についても併せて支援を申し出ることが可能です。

(連絡先) 住民登録地の市町村

● 無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイサービス(電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム)や、ナンバーリクエスト(電話番号を通知してこない電話は受付ないようにするシステム)、迷惑電話お断りサービス等を利用することもできます。

(連絡先) 契約している電話会社

コラム ストーカー規制法の一部改正 (改正:令和3年5月)

近年、元交際相手等の自動車等にGPS機器をひそかに取り付け、その位置情報を取得する事案がみられるなどの最近におけるストーカー事案の実情を踏まえ、令和3年5月26日にストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律が公布されました。

- ・ 住居、勤務先、学校など通常いる場所に加え、あなたが、実際にいる場所の付近において見張る、押し掛ける、みだりにうろつく行為
- ・ 電話、FAX、電子メール、SNSメッセージに加え、拒まれたにもかかわらず、連続して文書を送る行為
- ・ GPS機器等を用いた位置情報の無承諾取得等

が規制されるとともに、

- ・ 禁止命令等に係る書類の送達に関する規定が整備され、その送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでない場合には、都道府県公安委員会は、その送達に代えて公示送達をすることができる

ようになりました。

<警察庁ホームページ参照>

(7) 児童虐待への対応

(特徴)

児童虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律」において、保護者による児童(18歳未満)に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄又は怠慢(ネグレクト)、心理的虐待を行うことと定義されています。児童虐待は、長期的に適切な養育環境を提供されなかったことから、児童の心と体に深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSD(P.4「①心身の不調」参照)が生じることなどが挙げられます。さらに、それらの影響は児童の人格形成に著しい影響を与え、社会に適応することが難しくなることもあります。また、落ち着きがなくなったり、非行などにつながる場合もあります。

被害を受けた児童に適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。

児童虐待は何より子どもの命と安全を守るためにあらゆる機関・団体が有効なネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

(対応上の注意点)

児童虐待を発見した場合、または、虐待を疑われる子どもを発見した場合は速やかに市町村、福祉事務所、児童相談所に通告しなければなりません(児童虐待の防止等に関する法律第6条)。

子どもや親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに山形県児童相談所や緊急を要する場合は警察に通報します。子ども、家族にどのような関わりをしたら良いか、子どもや親の訴え、態度を含めて通告先機関とよく相談をし、対応することが大切です。

なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待の防止等に関する法律第7条)。

● 対応

ア 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り児童にとってくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。性的虐待などについては子ども自身の負担が大きいことや、事実確認が難しいことから、とりわけ専門的な聞き取りが必要です。被害を打ち明けられた場合は通告に必要な最低限度の情報の確認を行い、山形県中央児童相談所(庄内地方は山形県庄内児童相談所)等に通告し対応を協議してください。

(P129)

イ 虐待を行っている親からの相談により虐待が発見される場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを冷静かつ客観的に判断し、速やかに山形

県中央児童相談所（庄内地方は山形県庄内児童相談所）に通告して下さい。
(P129)

生命・身体に重大な危害が及んでいる場合には、早急に警察や消防に通報しなければなりません。

子どもが大怪我をしている場合など、児童相談所に通告しては生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、110番通報又は119番通報により速やかに警察又は消防へ通報してください。

(連絡先) 警察署 (P135)、消防署

● 調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもや家族についての調査を行います。子どもの置かれているリスクが高く親子分離を図りながら調査をする必要がある場合は、児童相談所によって一時保護が実施されます。

必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会が制限されます。

7-1 通告後の通告先機関における対応

● 対応

ア 在宅支援の場合

通告のあった児童の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域で子どもと家族が安心して暮らせるように、通告先機関やその他の関係機関がネットワークを構築し、方針を検討したうえで支援が行われます。

具体的には、通告先機関等への通所面接、通告先機関等による家庭訪問、保健師、民生委員・児童委員などによる支援、見守り等が行われます。

イ 親子分離が必要な場合

児童相談所による児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われます。親権を行う者等が措置に同意しない場合は、家庭裁判所への申し立てにより措置の承認を求めます。

可能な事例については、再び親子が共に生活できるよう支援が行われます。

これらの取組みは市町村要保護児童対策地域協議会⁵等を通じた緊密な連携に基づき関係機関のもつ機能・権限、社会資源を有効に動員して行われます。

⁵ 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童及びその保護者に関する情報その他要保護児童に適切な保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

7-2 通告後に求められる役割

通告された事例の多くはその後、様々な機関の支援により在宅で生活を続けます。地域にあって子供と家族が安心して暮らせるための支援を通告先機関、要保護児童対策地域協議会等から引き続き協力を依頼されることもあります。

コラム —子どもの心の理解とケアのために—

精神の未成熟な子どもは特に、犯罪被害などの強いショックを受けた後、さまざまな心理的反応をあらわしてきます。多くは一時的なもので、家庭や学校の中で適切に受け止められ、周囲の大人たちが、子どもを危険から守り、安心感を与えることで、自然に落ち着いていきます。

被害後の子どもが示す様々な心理的反応

- ・また同じような目に合うのではとオドオドしたり、そわそわして落ち着かない
- ・脅えたり、怖がったり、不安がり、些細な事にもビクビクする
- ・事件のことを思い出せない
- ・頭痛、腹痛などを訴える
- ・感情が麻痺し、何もなかったように平然としている
- ・話をしなくなったり、ぼーっとしている、引っ込み思案になる、気分が落ち込む
- ・被害を受けたのは自分の落ち度からだと思い、自分を責める
- ・加害者を罰してやりたい、仕返しをしたいと思う
- ・何かのきっかけで事件を生々しく思い出し、苦痛を感じる
- ・涙ぐんだり、泣き出したりする
- ・やたら甘えたり、親のそばを離れようとしなくなり、幼児退行が見られる
- ・他人との接触を拒み、自分の殻に閉じこもる
- ・寝付きが悪くなる、夜中に目を覚ます、怖い夢をみる
- ・外出を嫌がる、登校をしぶる、一人で外に出られない

(特に虐待を受けた子どもに顕著な心理的反応)

- ・安定しない養育環境での生活のため、感情が不安定になる
- ・日常的な暴力にさらされているため、粗暴になる
- ・対人関係で適正な距離が保てず、甘えたり、極端に反抗的な態度をとったりする
- ・保護者から虐待を受けるため、大人に対する強い不信感を持つようになる
- ・加害者への愛着や、家族へ影響を心配し、虐待行為について話せずにいる
- ・虐待の原因を「自分が悪い」と考えたり、性的虐待を愛情表現と考える

少年の心理反応への対応

- ・いつもと同じ自然のリズムを心掛ける
- ・子どもが話してきた時には、しっかりと耳を傾け、さえぎらず最後まで聞く
- ・被害の後は、強い感情を伴う特異な心理状態になることは、正常な反応であることを伝え、子どもを安心させる
- ・身体の不調を訴えたときは、無理強いせず、ゆっくり休ませる
- ・自尊心を高めたり、やれば出来るという気持ちを持つような活動を見つけられるように手助けする
- ・怖い夢をみたり、夜中に突然目を覚ましたりしたときは、しっかりと抱きとめて「大丈夫だよ」と言って安心させる
- ・一時的に、無気力になって成績が低下したり、わがままな行動が出ることを予測し、その気持ちを理解するとともに、基本的なルールは守らせる
- ・攻撃的、自滅的な言動には、無視せず丁寧に対応する
- ・幼児退行の際には、叱らずに十分にスキンシップを与える

コラム —守秘義務について—

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係については、児童虐待の防止に関する法律第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

コラム —親権者の懲戒権と子ども虐待の関係—

かつて民法では、親権の中の1つとして「懲戒権」が規定されており、「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと、虐待を「しつけ」と主張する親は少なくありませんでした。

しかし、令和4年に民法が改正され「懲戒権」は削除、児童虐待の防止に関する法律第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、「しつけ」と称した虐待については、法律上犯罪となることが示されています。

(8) 高齢者虐待への対応

(特徴)

高齢期には、身体の機能の低下が進み、その結果自立度が低下し、家族や施設の介護者に身の回りの世話を依存することが多くなります。介護の必要度が進むと、高齢者の自尊心を損なう、あるいは介護者と被介護者の関係の中で、放置や無視、心身の加害行為に至ることもあります。認知度が進行した場合などには、介護負担は一層増大するとともに、高齢者は自分の資産や家計を管理することが困難になり、資産や金銭を騙し取られるなどの被害にあうこともあります。

(対応上の注意点)

高齢者虐待はどこの家庭にも、誰にでも起こりえる身近な問題であり、虐待には様々な形態があります。

● 虐待の主な形態

- 身体的虐待・・・暴力的な行為
- 心理的虐待・・・暴言や無視、いやがらせ
- 性的虐待・・・性的ないやがらせ
- 経済的虐待・・・勝手に高齢者の資産を使ってしまう
- 放棄・放任・・・劣悪な環境での放置

相談受理時における注意点

高齢者虐待は、過去の間人関係や疾病、複雑な家庭など様々な要因が絡まって発生していることが多いと見られます。また、その殆どが家庭内の事案であり、本人や家族も他人に知られたくないと思っているほか、虐待をしている本人も、自分では虐待とは気づかないでいることもあります。

犯罪被害の相談として受理したものや、一般の高齢者の関する相談として入ってきたものが、実は深刻な虐待である可能性もあるので、高齢者が関係する事案である場合は、漏れなく担当に連絡することや、担当者以外でも高齢者虐待を早期に発見・対応する認識が必要です。

8-1 市町村への通報

高齢者の生命、身体に重大な危険が生じている場合や、高齢者虐待と思われる者を発見した場合は、速やかに市町村に通報しなければなりません。なお、通告を受けた機関は通報や届出した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。

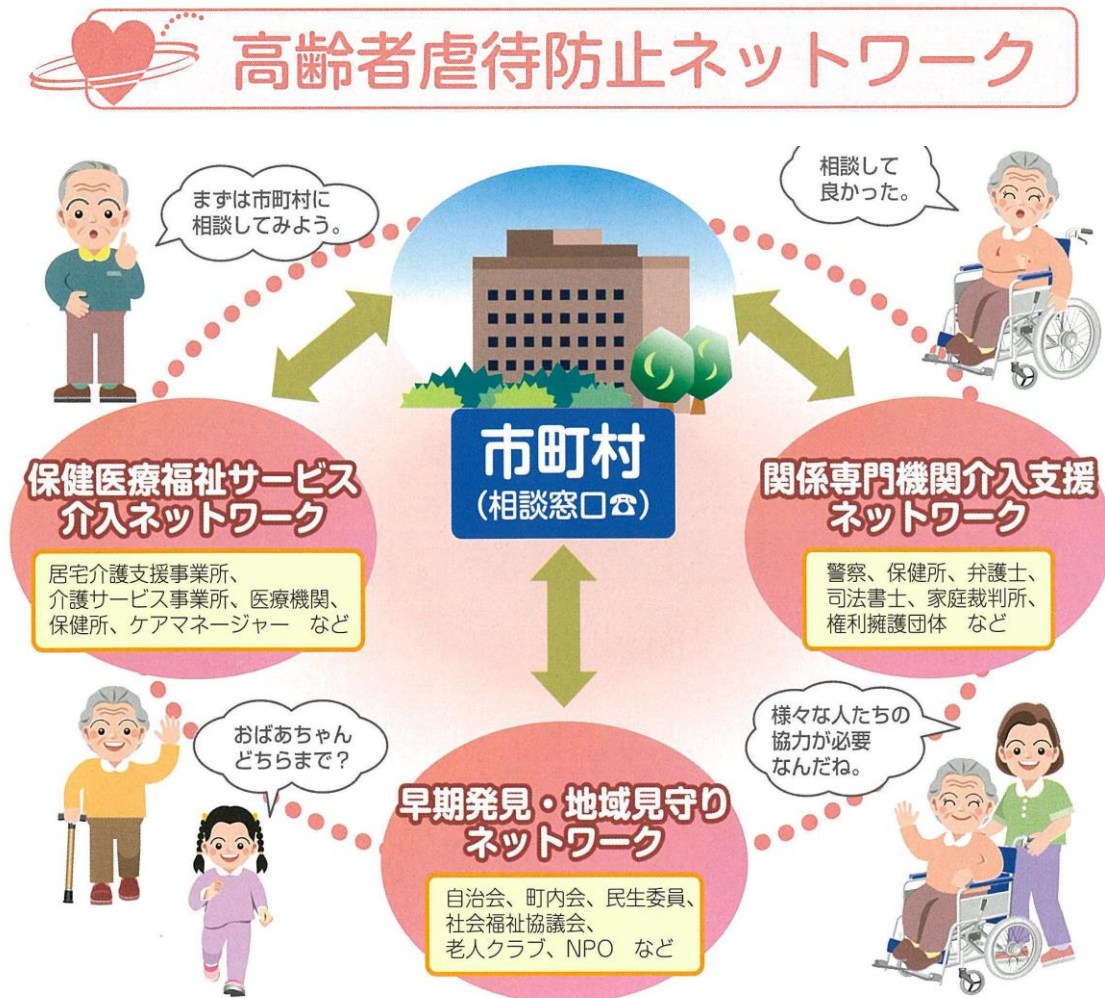
※ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第7条、8条

8—2 高齢者虐待対応の支援体制

市町村は、高齢者虐待の防止と早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うため、地域包括支援センター等の関係機関、民間団体との連携協力体制を整備するとされており、県内各市町村においても整備が進んでいます。

8—3 高齢者やそのご家族が抱える生活全般にわたる様々な悩みや心配事や、福祉サービスに関する相談

- 市町村介護保険担当・高齢者福祉担当、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、社会福祉協議会



(9) 障がい者虐待への対応

(特徴)

「障がい者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にある者をいいます。(障害者基本法2条1項)

「障がい者虐待」とは、①養護者による障がい者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障がい者虐待、③使用者による障がい者虐待をいいます。

(対応上の注意点)

虐待を受けた障がい者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、障がい者の権利擁護を基本に置いた切れ目のない支援体制が必要です。

● 虐待の主な形態

- 身体的虐待・・・暴力的な行為
- 心理的虐待・・・暴言や無視、いやがらせ
- 性的虐待・・・性的ないやがらせ
- 経済的虐待・・・勝手に資産を使ってしまう、必要な金銭を渡さない
- 放棄・放任・・・食事を与えない、病気や怪我をしても受診させない

相談受理時における注意点

虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待を未然に防止することが肝要です。また、障がい者虐待は家庭内や事業所内等での事案が多いことや虐待を受けていることを本人が自覚していないケースもあるため、地域におけるネットワーク等を活用し積極的な介入を図ることが大切です。

一般的な相談であっても、障がい者が関係する事案である場合は、虐待が介在していないか念頭に置き、早期に発見・対応する認識が必要です。

9-1 市町村等への通報

障がい者の生命、身体に重大な危険が生じている場合や、虐待と思われる者を発見した場合は、速やかに市町村等に通報しなければなりません。なお、通告を受けた機関は通報や届出した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。

※ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律第7条、8条
(通報先)

- ・養護者による障がい者虐待 ～ 市町村
- ・障がい者福祉施設従事者等による障がい者虐待 ～ 市町村
- ・使用者による障がい者虐待 ～ 県、市町村

9-2 障がい者虐待防止相談窓口

障がい者虐待防止に関する情報提供や市町村間の連絡調整を図るため、障がい者虐待防止相談窓口を開設しています。

- 山形県障がい者権利擁護センター(P78)

7 事件の中長期における対応

犯罪被害者等が中長期的に抱える相談内容とそれに対応し得る代表的な支援や制度について記載します。

(注) 支援や制度によっては、細かい条件があり該当しない場合があります。

●=原則すべての人が対象となる支援 ★=対象要件がある支援

(1) 総合的相談

1-1 被害に遭い、どうしてよいのかわからない、どこに相談してよいのかわからない。多くの課題、問題がありすぎて、何から相談してよいのかわからない

● 各種総合相談窓口

犯罪被害者支援の知識や経験を持った者が、課題、問題の整理から相談に応じます。

(連絡先)

- ・山形県（防災くらし安心部消費生活・地域安全課）(P67)
- ・各市町村の窓口担当業務課(P133)
- ・県警察本部犯罪被害者支援室(P127)
- ・各警察署の犯罪被害者支援担当係(P135)
- ・山形県弁護士会(P109)
- ・(公社) やまがた被害者支援センター(P100)
- ・法テラス山形(P108)

(2) 心身の不調

2-1 精神的につらい、体調が悪い

● 受診相談、悩み相談

心身の健康問題について聴き、必要に応じて、医療機関の紹介などを行います。機関・団体によっては、心理学や精神医学等の専門知識を持った支援者が対応します。

(連絡先)

- ・保健所(P75)
- ・山形県精神保健福祉センター(P76)
- ・(公社) やまがた被害者支援センター(P100)
- ・県警察本部犯罪被害者支援室(P127)
- ・各警察署の犯罪被害者支援担当係(P135)

* 山形県内の医療機関については、「山形県医療機関情報ネットワーク」(<http://www.pref.yamagata.jp/medical-net/>) で検索できます。

2-2被害に遭った人同士で気持ちを共有したい

● 自助グループへの参加

犯罪被害者等が複数名集まり、心情の共有だけでなく、様々な支援に関する率直な意見交換、情報交換を行うことができます。

(連絡先) (公社) やまがた被害者支援センター(P100)

2-3 児童生徒にカウンセリングをお願いしたい

● スクールカウンセラー活用事業

精神的に不安定な児童生徒を対象にカウンセリングを行います。

(連絡先) 山形県教育庁義務教育課(P83)

● スクールカウンセラー派遣事業

高度な専門知識及び経験を有する公認心理師・臨床心理士、精神科医等をスクールカウンセラーとして県立高等学校に派遣し、生徒の悩みに答え、教職員や保護者への助言・支援を行うことで学校におけるカウンセリング機能を高めることができます。

(連絡先) 山形県教育庁高校教育課(P84)

(3) 生活上の困難

① 仕事上の問題

3-1-1 職場で不合理な対応にあった

● 労働問題に関する相談

専門の相談員等が、解雇、労働条件、いじめ、嫌がらせ等、労働問題に関する様々な相談に応じます。

(連絡先) 総合労働相談コーナー(P111、112、131)、労働基準監督署(P134)、山形県弁護士会(P109)、山形県雇用・産業人材育成課、各総合支庁地域産業経済課(P79) 法テラス山形(P108)

3-1-2 働かなければならないが、就職先が見つからない

● 就職や職業能力開発に関する相談

求職者のおかれた状況を踏まえた就職支援を行います。

(連絡先) ハローワーク(公共職業安定所)(P134)

★ 公的職業訓練の実施

職業に必要な知識・技能を修得するための職業訓練を実施しています。

(連絡先)

ハローワーク(公共職業安定所)(P134)

★ 求職者支援制度の活用

母子家庭の母等、雇用保険の失業給付が受けられないなど一定の要件を満たした場合で、公的職業訓練を受講している間に、一定額を支給します。

(連絡先)

ハローワーク（公共職業安定所）(P134)

★ ひとり親家庭就業・自立支援事業

ひとり親家庭就業・自立支援センター等において就業相談から就職支援講習会、就業情報の提供に至るまでの一貫した就業サービス等を支援します。

(連絡先) 市町村

3-1-3 資格を取得しスキルアップを図りたい

★ 高等職業訓練促進給付金事業

ひとり親家庭の親が看護師等の就職の際に有利となる資格を取得するため、専門学校などの養成機関で6か月以上修業する場合に、生活費を支援するため定額を支給します。

(連絡先)

市にお住まいの方 ～ 市のひとり親福祉担当課

町村にお住まいの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁子ども家庭支援課

山形県子ども家庭支援課

★ 自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座及び同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座を受講したひとり親家庭の親に対して支給します。教育訓練給付金の支給を受けられない方は、対象教育訓練の受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る）の6割の額（上限あり）、支給を受けることができる方は、受講のために支払った費用（入学料及び授業料に限る）の6割の額から教育訓練給付金の支給額を差し引いた額が支給されます。

(連絡先)

市にお住まいの方 ～ 市のひとり親福祉担当課

町村にお住まいの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁子ども家庭支援課

山形県子ども家庭支援課

★ 高校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の親及びひとり親家庭の児童が、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座（通信講座を含む）を受講開始、修了及び合格した時にそれぞれ受講費用の一部を支給します。（上限15万円）

(連絡先)

市にお住まいの方 ～ 市のひとり親福祉担当課

町村にお住まいの方 ～ 最寄りの山形県総合支庁子ども家庭支援課

山形県子ども家庭支援課

② 住居の問題

3-2-1 一時的に自宅に住めなくなってしまった、緊急に転居する必要がある

★ 公営住宅の一時入居

DV被害や、犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に公営住宅に入居する必要がある方や単身者について、一時的に入居できるよう検討します。

(連絡先) 県営住宅(P80、81)

市町村営住宅 ～ 各市町村住宅担当課

★ 被害直後における一時避難場所の確保

自宅が犯罪の現場となり、自宅が破壊されるなど居住が困難で、自ら居住する場所が確保できない場合などには、公費により一時的に避難するための宿泊場所を提供します。

(連絡先) 県警察本部犯罪被害者支援室(P127)

各警察署の犯罪被害者支援担当係(P135)

3-2-2 転居する必要があるが経済的に苦しい

★ 公営住宅の優先入居

DV被害や犯罪行為により、従前の住宅に住めなくなった、一定の収入以下の方については、公営住宅に優先的に入居できる場合があります。

市町村によっては、優先入居対象としていない場合があります。

(連絡先) 県営住宅(P80、81)

市町村営住宅 ～ 各市町村公営住宅担当課

★ セーフティネット住宅に関する情報提供

犯罪被害者等に対して、希望する地域の公営住宅や民間のセーフティネット住宅^(※)に関する情報提供を実施します。

※ 民間の空き家・空き部屋を犯罪被害者やDV、虐待被害者を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まないことを条件に、県や山形市に登録することで、居住支援等に活用する住宅

(連絡先) 建築住宅課

セーフティネット住宅提供システム <https://www.safetynet-jutaku.jp>

③ 家族の介護問題

3-3-1 被害に遭ったことで、家族の介護ができなくなった

● 介護保険制度

家族の介護の有無にかかわらず、加齢による病気等で、介護が必要な方は、入浴・排せつ・食事等の介護、機能訓練、看護・療養上の管理など、保健医療サービス・福祉サービスが受けられます。(65歳以上の方(第1号被保険者)、40～64歳の医療保険に加入されている方(第2号被保険者))

(連絡先) 各市町村の介護保険担当課

④ 経済的な問題

3-4-1 被害に遭ったことに対して金銭的援助を受けたい

★ 犯罪被害給付制度

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族又は重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対し、精神的打撃、医療費や休業等による経済的打撃の緩和を図るため、一時金を支給します。

(連絡先) 県警察本部犯罪被害者支援室(P85)
各警察署の犯罪被害者支援担当係(P135)

★ 国外犯罪被害弔慰金等支給制度

日本国外において行われた故意の犯罪行為により、不慮の死を遂げた日本国民の遺族に対して国外犯罪被害弔慰金を、障害が残った日本国民に対して国外犯罪被害障害見舞金を支給します。

この制度の対象被害者は、被害の原因となった犯罪行為が行われた時点で日本国籍を有する方で、日本国外に生活の本拠を有しその地に永住すると認められる方を除きます。

国外犯罪被害弔慰金 亡くなられた方の第一順位遺族の方に支給

国外犯罪被害障害見舞金 障害が残った被害者の方に対し支給

(連絡先) 県警察本部犯罪被害者支援室(P127)

★ 労災保険給付

業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障がい、死亡等について、労働者やその遺族のために必要な保険給付等を行います。

(連絡先) 労働基準監督署(P134)

★ 災害共済給付

小学校・中学校等の義務教育諸学校の管理下における児童又は生徒の災害につき、独立行政法人日本スポーツ振興センターと学校の設置者との契約により、医療費、見舞金を支給します。

詳細は通学先の学校にお問い合わせください。
(連絡先) 通学先の小学校・中学校等

3-4-2 医療費の負担を軽くしたい

● 医療保険の利用

相手のある交通事故やけんかなどで負ったけが等の治療については、ご加入の医療保険者に「第三者行為による傷病」である旨届出していただくことにより、医療保険（保険証）をお使いいただける場合があります。

※1 届出書類の名称・様式・必要な添付書類は、ご加入の医療保険者により異なります。

※2 届出を提出していただくことにより、医療保険者が負担した保険診療分や各種現金給付の受給分について、医療保険者が加害者や自動車損害賠償保険責任保険（自賠責保険）会社に対して損害賠償請求権を代位取得します。

全国健康保険協会山形支部 <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/yamagata/>

(連絡先)

協会管掌健康保険 ～ 全国健康保険協会各支部(P113)
組合健保 ～ 健康保険組合
国民健康保険 ～ 市町村
各種共済保険 ～ 各共済組合
後期高齢者医療制度～ 市町村、後期高齢者医療広域連合(P114)
かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

● 高額療養費制度

医療保険を利用しており、医療機関に支払う医療費の自己負担額が一定額を超えた場合、超えた金額について払戻しをします。

(連絡先)

事業主（勤務先の庶務担当）
協会管掌健康保険 ～ 全国健康保険協会各支部(P113)
組合健保 ～ 健康保険組合
国民健康保険 ～ 市町村
各種共済保険 ～ 各共済組合
後期高齢者医療制度～ 市町村、後期高齢者医療広域連合(P114)
かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★ **高額療養費の貸付（立替）制度**

当座の医療費の支払いに困る場合、高額療養費の貸付（立替）を行います。

（連絡先）

事業主（勤務先の庶務担当）

協会管掌健康保険 ～ 全国健康保険協会各支部(P113)

組合健保 ～ 健康保険組合

国民健康保険 ～ 市町村

各種共済保険 ～ 各共済組合

後期高齢者医療制度～ 市町村、後期高齢者医療広域連合(P114)

かかっている医療機関の医事課あるいは医療ソーシャルワーカーなど

★ **医療費控除**

年間の医療費が一定額を超える場合に、その超える部分が医療費控除の対象となります。控除を受けた金額に応じて所得税が減税されます。

（連絡先） 各税務署(P135)

★ **自立支援医療費支給制度**

精神通院医療、育成医療（身体上の障がい・疾患があり手術等が必要な18歳未満の児童）、更生医療（身体障害者手帳を持っており障がいを回復・改善するために必要な医療を要する18歳以上の方）にかかる費用の自己負担額上限が原則として1割になります。

（連絡先） 各市町村(P133)

★ **重度心身障がい(児)者医療給付事業**

重度心身障がいのある方(児)が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受けることができます。(対象要件・所得制限について各市町村にお問い合わせください。)

（連絡先） 各市町村(P133)

★ **子育て支援医療給付事業**

義務教育就学前の乳幼児及び小学生、中学生等が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額の一部について助成を受ける制度があります。(対象年齢・所得制限について各市町村にお問い合わせください。)

（連絡先） 各市町村(P133)

★ **ひとり親家庭等医療給付事業**

ひとり親家庭の児童とその親等や父母のいない児童が医療保険による診療を受けた場合、その自己負担額（入院時の食事代等を除く）について助成を受けることができます。(対象要件・所得制限について各市町村にお問い合わせください。)

（連絡先） 各市町村(P133)

3-4-3 生活資金に困っている

★ 山形県犯罪被害者等生活資金貸付制度

犯罪被害者等給付金により返済していただくことを条件に、上限 30 万円として、無利子で貸付けを行います。

(連絡先) 県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室(P87)

★ 生活福祉資金貸付制度

生活や就業時に必要な資金(生活福祉資金)を低利で貸し付けます。離職者支援資金や災害援助資金、一時的に生活の維持が困難となった場合に貸し付ける緊急小口資金があります。修学資金や療養・介護等資金は無利子となります。

(連絡先) 山形県社会福祉協議会(P71)

★ 児童扶養手当

父親や母親の死亡等、父親や母親が実質的に不在の家庭で、18 歳になった日以降の最初の 3 月 31 日までの児童を看護する母又は父、又は養育する者に対して支給します。

(連絡先) 市にお住まいの方 ~ 市の児童扶養手当担当課
町村にお住まいの方 ~ 最寄りの山形県総合支庁子ども家庭支援課

★ 母子父子寡婦福祉資金貸付金

ひとり親家庭及び寡婦に対し、その経済的自立の助成により生活意欲の助長を図り、あわせてその福祉を増進するため、必要な資金の貸付を行います。

(連絡先) 市にお住まいの方 ~ 市のひとり親福祉担当課
町村にお住まいの方 ~ 最寄りの山形県総合支庁福祉担当課

★ 寡婦控除

夫と死別・離婚した後再婚をしていない方や夫の生死が不明な方で、扶養親族がいるなど一定の場合は、所得税及び住民税の計算上一定の金額が控除されます。

(連絡先) 各税務署(P135) 市町村(P133)

★ ひとり親控除

ひとり親で生計を一緒にする子がいるなど一定の場合は、所得税及び住民税の計算上一定の金額が控除されます。

(連絡先) 各税務署(P135) 市町村(P133)

★ 高等学校等奨学金貸与事業

勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な者を支援するため、奨学金の貸与を行います。

(連絡先) 教育庁高校教育課 経理奨学金担当(P82)

⑤ 福祉全般

3-5-1 どのような福祉の制度があるのか知りたい、手続を教えて欲しい

● 福祉に関する相談

生活に困っている方、児童、高齢者、身体・知的・精神障がい者等いろいろな問題を持っている方々の相談に応じます。

(連絡先) 市町村(P133)

⑥ 報道に関すること

3-6-1 マスコミにどう対応していいのかわからない

● 取材への対応

マスコミからの取材要請や通夜・告別式等での取材への対応について弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

(連絡先) 山形県弁護士会(P109)

(公社) やまがた被害者支援センター(P100)

法テラス山形(P108)

★ 異議申し立て

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては「放送倫理・番組向上機構(BPO)」(連絡先: TEL03-5212-7333, FAX03-5212-7330)に、雑誌の人権侵害に対しては、「雑誌人権ボックス」(FAX:03-3291-1220)に異議申し立てすることができます。

(連絡先) 山形県弁護士会(P109)

⑦ 加害者に関すること

3-7-1 また被害に遭わないかを不安に感じる

★ 警察官による被害者訪問・連絡活動

犯罪被害者等を訪問し、被害の回復や拡大防止等に関する情報の提供、防犯上の指導連絡、警察に対する要望等の聴取、犯罪被害者等からの相談への対応などを行います。

(連絡先) 警察署(P135)

★ 再被害防止のための警戒、情報提供等

加害者からの再被害を未然に防止するため、必要な助言を行うとともに、状況に応じ身辺警戒やパトロールの強化、緊急通報装置の貸し出しなどを行います。

(連絡先) 警察署(P135)

★ 再被害防止のための受刑者の釈放予定等の通知

被害者等通知制度とは別に、再被害防止のために必要がある場合に加害者の釈放予定等を通知します。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)

3-7-2 加害者がどうなったのか知りたい

★ 被害者連絡制度

捜査員等が、捜査の状況や犯人に関する情報(逮捕、処分等)を捜査に支障がない範囲でお知らせします。

(連絡先) 各警察署の犯罪被害者支援担当係(P135)

海上での事件の場合 ~ 酒田海上保安部(P102)

★ 被害者等通知制度

刑事事件の処理結果、有罪裁判確定後の加害者及び保護処分を受けた加害者の処遇状況等をお知らせします。

- 処理結果、有罪裁判確定後の加害者の処遇状況

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)

- 保護処分を受けた加害者の処遇状況

審判結果が「少年院送致」の少年事件(連絡先) 山形少年鑑別支所(P110)

審判結果が「保護観察処分」の少年事件(連絡先) 山形保護観察所(P104)

● 確定記録の閲覧

刑事裁判が終了した事件の記録や裁判書は、検察庁で保管しており、これらは、刑事確定訴訟記録法に基づき、閲覧することができます。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)、山形県弁護士会(P109)

★ 不起訴記録の閲覧

不起訴記録は原則として閲覧できませんが、被害者参加制度の対象となる、殺人、傷害、危険運転致死傷など故意の犯罪行為により人を死亡させたり傷つけた事件、強制性交等・強制わいせつ、逮捕・監禁、過失運転致死傷などの事件の被害者やご遺族等の方々については、捜査・公判に支障を生じたり、関係者のプライバシーを侵害しない範囲で、実況見分調書等を閲覧することができます。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)、山形県弁護士会(P109)

★ 公判記録閲覧・コピー

被害者やご遺族等の方々から申出がある場合で、正当でない理由による場合、相当と認められない場合を除き、刑事事件が裁判所で審理されている間に、その公判記録を閲覧・コピーすることができます。

また、その事件と同種の犯罪行為による被害に遭われた方やそのご遺族等の方々も、公判中の記録を閲覧・コピーできる場合があります。

(連絡先) 山形地方裁判所、山形簡易裁判所(P136)

★ 少年事件の記録の閲覧・コピー

被害者やご遺族の方々から申出がある場合で、正当でない理由による場合、相当と認められない場合を除き、少年事件の記録（ただし、少年の要保護性に関して行われる調査についての記録である、いわゆる社会記録は除かれます。）のうち、審判を開始する決定があった事件記録を閲覧・コピーすることができる場合があります。

（連絡先） 山形家庭裁判所(P136)、山形県弁護士会(P109)

★ 少年審判傍聴制度、審判状況の説明、審判結果の通知

○ 少年審判傍聴制度

一定の重大事件については、少年審判の傍聴が認められることがあります。

（連絡先） 山形家庭裁判所(P136)

法テラス山形(P108)

山形県弁護士会(P109)

（公社）やまがた被害者支援センター(P100)

○ 審判状況の説明

少年事件の審判期日における審判の状況について、家庭裁判所から説明を受けることができる場合があります。

（連絡先） 山形家庭裁判所(P136)

○ 審判結果の通知

少年に対する処分結果等の通知を受けることができる場合があります。

（連絡先） 山形家庭裁判所(P136)

3-7-3 刑事手続等に参加したい

★ 意見陳述

刑事裁判の法廷で、被害に関する心情その他の事件に関する意見を述べる場合がある場合があります。

（連絡先） 山形地方検察庁(P103)

少年審判についても、裁判官や家庭裁判所調査官に対して、被害に関する心情その他の事件に関する意見を述べる場合がある場合があります。

（連絡先） 山形家庭裁判所(P136)、法テラス山形(P108)、

山形県弁護士会(P109)

★ 刑事裁判への参加（被害者参加制度）

参照 10 ページ

（連絡先） 山形地方検察庁(P103)、法テラス山形(P108)、

山形県弁護士会(P109)

3-7-4 刑事手続に関して弁護士に援助してほしい

★ 日弁連委託援助業務としての犯罪被害者法律援助

日本弁護士連合会が法テラスに事務委託している犯罪被害者法律援助制度で、経済的に余裕のない犯罪被害者等を対象に、被害届の提出、告訴、告発、事情聴取同行、マスコミへの対応など、刑事手続、少年審判についての手続、行政手続に関する援助を行う弁護士費用を援助します。

(連絡先) 法テラス山形(P108)、山形県弁護士会(P109)

3-7-5 損害賠償請求等をしたい

● 法律相談

民事・家事・行政に関する法律問題につき、弁護士や司法書士が一部無料で法律相談を行います。

(連絡先) 法テラス山形(P108)、山形県弁護士会(P109)、
各市町村の無料法律相談

★ 民事法律扶助

損害賠償請求をしたいが、弁護士に相談したり、委託する費用がないという場合に、無料で相談を行い、民事裁判や示談交渉等における弁護士費用の立替を行います。保護命令の申立についても対象となります。

(連絡先) 法テラス山形(P108)、山形県弁護士会(P109)

★ 損害賠償命令制度

参照 11 ページ

(連絡先) 山形地方裁判所(P136)、法テラス山形(P108)、山形県弁護士会(P109)

★ 被害回復給付金支給制度

詐欺、出資法違反といった財産犯等の犯罪行為により犯人が得た財産は、その犯罪が組織的に行われた場合等には、刑事裁判により犯人からはく奪(没収・追徴)し、金銭化して、当該事件の被害者等に被害回復給付金として支給することができます。

(連絡先) 山形地方検察庁(P103)

8 県及び警察の相談窓口と事業概要

知事部局と山形県警察における相談窓口と各種事業の概要

事業名	犯罪被害者総合相談窓口
実施主体	山形県交通事故相談所（山形県犯罪被害者総合相談窓口） 【所在地】山形市松波二丁目8番1号（県庁2階） 【電話】023-630-3047
県の関係課	防災くらし安心部消費生活・地域安全課 地域安全対策担当 【電話】023-630-2460
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 犯罪被害者に関する総合的な相談活動を実施することにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期回復及び軽減を図る。</p> <p>○対象者 犯罪被害者、その家族など</p> <p>○相談内容 ・必要な情報提供、助言及び指導 ・必要に応じ、県及び市町村の関係部署、その他犯罪被害者等の支援に関する業務を所掌する関係機関への斡旋</p> <p>○相談受付時間 ・月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） ・午前9時から午後4時</p> <p>○相談方法 ・電話相談及び面接相談</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	交通事故相談
実施主体	山形県交通事故相談所 【所在地】山形市松波二丁目8番1号（県庁2階） 【電話】023-630-3047 山形県交通事故相談所庄内支所 【所在地】東田川郡三川町大字横山字袖東19-1（庄内総合支庁1階） 【電話】0235-66-5452
県の関係課	防災くらし安心部消費生活・地域安全課 地域安全対策担当 【電話】023-630-2460
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 交通事故に関する相談活動を実施するとともに、これに付随する交通事故被害者援護活動の促進を図ることにより交通事故被害者の福祉の向上に寄与する。</p> <p>○対象者 交通事故の被害者、加害者、またその家族など</p> <p>○相談内容 ・損害賠償請求、保険請求手続に関すること ・示談の仕方や訴訟調停の利用方法等 ・関係機関等への斡旋</p> <p>○相談受付時間 ・月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） ・午前9時から午後4時まで</p> <p>○相談方法 ・電話相談及び面接相談 ・アドバイザー（専門の弁護士）派遣事業の活用</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	外国人相談窓口業務																						
実施主体	山形県国際交流センター ((公財) 山形県国際交流協会に業務を委託) 【所在地】山形市城南町一丁目1-1 霞城セントラル2階 【電話】023-646-8861 (相談窓口直通電話)																						
県の関係課	みらい企画創造部 国際人材活躍・コンベンション誘致推進課 【電話】023-630-2123																						
支援の種類	相談																						
事業内容	<p>○概要 在住外国人を対象に、生活全般にわたる様々な問題について相談に応じる。</p> <p>○対象者 在住外国人、在住外国人の家族等</p> <p>○対応言語 英語、日本語、中国語、韓国・朝鮮語 ポルトガル語、タガログ語、ベトナム語</p> <p>○相談日時</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>言語</th> <th>曜日</th> <th>時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>英語、日本語</td> <td>火曜日～土曜日</td> <td>10:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>中国語</td> <td>火曜日・金曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> <tr> <td>韓国・朝鮮語</td> <td>木曜日・土曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> <tr> <td>ポルトガル語</td> <td>水曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> <tr> <td>タガログ語</td> <td>金曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> <tr> <td>ベトナム語</td> <td>第2・第4土曜日</td> <td>10:00～14:00</td> </tr> </tbody> </table> <p>○相談方法 電話や面接、メールなど 【専用電話】023-646-8861 【Eメール】soudan@airyamagata.org 【Facebook (メッセージ)】 アカウント：AIRY 山形県国際交流協会 ユーザーネーム：@airyamagata ※その他 LINE での相談も受付。詳細は公益財団法人山形県国際交流協会ホームページを参照願います。 URL：https://www.airyamagata.org/</p> <p>○相談料 無料</p>		言語	曜日	時間	英語、日本語	火曜日～土曜日	10:00～17:00	中国語	火曜日・金曜日	10:00～14:00	韓国・朝鮮語	木曜日・土曜日	10:00～14:00	ポルトガル語	水曜日	10:00～14:00	タガログ語	金曜日	10:00～14:00	ベトナム語	第2・第4土曜日	10:00～14:00
言語	曜日	時間																					
英語、日本語	火曜日～土曜日	10:00～17:00																					
中国語	火曜日・金曜日	10:00～14:00																					
韓国・朝鮮語	木曜日・土曜日	10:00～14:00																					
ポルトガル語	水曜日	10:00～14:00																					
タガログ語	金曜日	10:00～14:00																					
ベトナム語	第2・第4土曜日	10:00～14:00																					

事業名	男女共同参画センターの相談事業
実施主体	山形県男女共同参画センター 【所在地】山形市緑町一丁目2番36号 【電話】023-629-7751
県の関係課	しあわせ子育て応援部 女性・若者活躍推進課 女性活躍推進担当 【電話】023-630-3269
支援の種類	相談
事業内容	<p>○一般相談 ライフステージに応じた女性の生き方、家族・人間関係等、女性に限らず、広く生活全般にわたる悩みについての相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 月・火・水・木・土 9:00～17:00 金・日・祝日 13:00～17:00 (毎月第1・第3・第5月曜日、毎月第3日曜日、年末年始のぞく) ・相談専用電話 023-629-8007 <p>○男性ほっとライン 男性からの仕事や人間関係の悩みの相談について、男性相談員が対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・受付時間 毎月第1・第2・第3水曜日 19:00～21:00 (年末年始のぞく) ・相談専用電話 023-646-1181 <p>○専門相談 弁護士、カウンセラー等による法律相談、こころの相談を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法律相談 第2・4木曜日(祝日のぞく) 14:00～16:00(無料・要予約) ・こころの相談 第2・4土曜日 14:00～16:00(無料・要予約) <p>※ 予約先 相談専用電話 023-629-8007</p>

事業名	生活福祉資金貸付制度														
実施主体	(社福) 山形県社会福祉協議会 【所在地】山形市小白川町二丁目3番31号 【電話】023-622-5805														
県の関係課	健康福祉部 地域福祉推進課 【電話】023-630-2269														
支援の種類	貸付														
事業内容	○概要 低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯の自立を目的に、県社会福祉協議会が実施する低利の貸付事業														
	○内容														
	1 資金種類														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資金種類</th> <th>資金内容</th> <th>利子</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合支援資金</td> <td>・失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための生活費及び一時的に必要な経費</td> <td rowspan="2">連帯保証人 有 ⇒無利子</td> </tr> <tr> <td>福祉資金 (福祉費)</td> <td>・生業を営むため、又は就職・技能習得のための経費 ・結婚・出産・葬祭に関する費用、引越費用 ・障がい者のための自動車購入経費等住宅を増築し、改築・拡張・補修・保全等に係る経費 ・療養に関する費用、介護保険に関する費用、障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費 ・火災・洪水などの災害を受けた方への援助資金</td> </tr> <tr> <td>福祉資金(緊急小口資金)</td> <td>・低所得世帯に対する緊急かつ一時的な小口生活資金</td> <td rowspan="2">連帯保証人 無 ⇒年1.5%</td> </tr> <tr> <td>教育支援資金</td> <td>・高校・高等専門学校・短大・大学に就学するのに必要な経費</td> </tr> </tbody> </table>	資金種類	資金内容	利子	総合支援資金	・失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための生活費及び一時的に必要な経費	連帯保証人 有 ⇒無利子	福祉資金 (福祉費)	・生業を営むため、又は就職・技能習得のための経費 ・結婚・出産・葬祭に関する費用、引越費用 ・障がい者のための自動車購入経費等住宅を増築し、改築・拡張・補修・保全等に係る経費 ・療養に関する費用、介護保険に関する費用、障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費 ・火災・洪水などの災害を受けた方への援助資金	福祉資金(緊急小口資金)	・低所得世帯に対する緊急かつ一時的な小口生活資金	連帯保証人 無 ⇒年1.5%	教育支援資金	・高校・高等専門学校・短大・大学に就学するのに必要な経費	
	資金種類	資金内容	利子												
総合支援資金	・失業等により日常生活全般に困難を抱えている世帯に対し、生活の立て直しのための生活費及び一時的に必要な経費	連帯保証人 有 ⇒無利子													
福祉資金 (福祉費)	・生業を営むため、又は就職・技能習得のための経費 ・結婚・出産・葬祭に関する費用、引越費用 ・障がい者のための自動車購入経費等住宅を増築し、改築・拡張・補修・保全等に係る経費 ・療養に関する費用、介護保険に関する費用、障がい福祉サービス等を受けるのに必要な経費 ・火災・洪水などの災害を受けた方への援助資金														
福祉資金(緊急小口資金)	・低所得世帯に対する緊急かつ一時的な小口生活資金	連帯保証人 無 ⇒年1.5%													
教育支援資金	・高校・高等専門学校・短大・大学に就学するのに必要な経費														
2 償還期間 資金種類により異なり、据置期間(2か月～6か月)後、3か月～概ね20年以内															
3 貸付限度額 10万円～580万円(資金種類により異なる)															

事業名	児童虐待に係る相談
実施主体	山形県福祉相談センター (中央児童相談所) 【所在地】山形市十日町一丁目6-6 【電話】023-627-1195 庄内児童相談所 【所在地】鶴岡市道形町49-6 【電話】0235-22-0790
県の関係課	しあわせ子育て応援部 子ども家庭支援課 児童養護担当 【電話】023-630-2259
支援の種類	相談、一時保護、措置、里親
事業内容	<p>○概要 児童虐待を含む児童の福祉に関する相談のうち、専門的な知識及び技術を要する相談について相談に応じ、必要な援助を行います。</p> <p>○対象者 子ども本人、家族、関係機関</p> <p>○相談内容 児童虐待及び児童相談全般</p> <p>○相談受付時間 <ul style="list-style-type: none"> ・中央児童相談所 023-627-1195 (月～金 8:30～17:15) ※緊急時は毎日24時間対応します。 最上駐在 0233-29-1281 (月～金 8:30～17:15) 置賜駐在 0238-26-6032 (月～金 8:30～17:15) ・庄内児童相談所 0235-22-0790 (月～金 8:30～17:15) ※緊急時は毎日24時間対応します。 ・子ども女性電話相談 023-642-2340 (毎日8:30～22:00 (年末年始を除く)) </p> <p>○相談方法 面接相談及び電話相談</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	婦人保護事業
実施主体	山形県福祉相談センター（女性相談センター） 【所在地】山形市十日町一丁目6-6 【電話】023-627-1196
県の関係課	しあわせ子育て応援部 子ども家庭支援課 家庭福祉担当 【電話】023-630-2267
支援の種類	相談・保護・自立支援
事業内容	<p>○概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DVなどの相談を受け付け、助言・指導を行います。 ・緊急保護が必要な女性を一時保護します。 ・様々な困難を抱える女性を保護し、自立を支援します。 <p>○対象者</p> <p>DV被害者、生活困窮者などの要保護女子</p> <p>○業務(相談)時間</p> <p>8:30～17:15（土・日曜日、祝日年末年始除く）</p> <p>○相談方法</p> <p>電話及び来所</p> <p>○相談料</p> <p>無料</p>

事業名	配偶者暴力相談支援センター
実施主体	山形県福祉相談センター (女性相談センター：中央配偶者暴力相談支援センター) 各総合支庁福祉主管課（地域 配偶者暴力相談支援センター）
県の関係課	しあわせ子育て応援部 子ども家庭支援課 家庭福祉担当 【電話】023-630-2267
支援の種類	相談・支援
事業内容	<p>○概要 配偶者からの暴力についての相談、情報提供、保護命令制度の利用についての援助を行います。女性相談センターでは、必要に応じ一時保護やその他必要な支援を行います。</p> <p>○対象者 配偶者からの暴力被害者</p> <p>○相談受付時間 8：30～17：15（土・日曜日、祝日年末年始を除く） 子ども女性電話相談 8：30～22：00（年末年始を除く）</p> <p>○相談方法 電話及び来所</p> <p>○相談料 無料</p> <p>○連絡先</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県福祉相談センター（女性相談センター） 023-627-1196 山形市十日町一丁目6-6 ・ 県村山総合支庁生活福祉課 0237-86-8212 寒河江市大字西根字石川西 355 ・ 県最上総合支庁子ども家庭支援課 0233-29-1274 新庄市金沢字大道上 2034 ・ 県置賜総合支庁子ども家庭支援課 0238-26-6027 米沢市金池七丁目 1-50 ・ 県庄内総合支庁子ども家庭支援課 0235-66-4759 三川町大字横山字袖東 19-1 ・ 子ども女性電話相談 023-642-2340

事業名	精神保健福祉相談（心の健康相談）
実施主体	<p>村山総合支庁保健企画課（村山保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】山形市十日町一丁目6-6 【電話】023-627-1184</p> <p>最上総合支庁保健企画課（最上保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】新庄市金沢字大道上2034 【電話】0233-29-1266</p> <p>置賜総合支庁地域保健福祉課（置賜保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】米沢市金池七丁目1-50 【電話】0238-22-3015</p> <p>庄内総合支庁地域保健福祉課（庄内保健所） 精神保健福祉担当 【所在地】三川町大字横山字袖東19-1 【電話】0235-66-4931</p>
県の関係課	健康福祉部 障がい福祉課 障がい医療担当 【電話】023-630-2240
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 こころの健康（うつ病などの精神疾患や心の不調など）に関する相談に応じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師や保健師による相談 ・医療機関や福祉機関等の情報提供 ・家庭訪問による健康管理活動 <p>○対象者 本人又はそのご家族</p> <p>○相談内容 <ul style="list-style-type: none"> ・精神科の受診や医療に関する相談 ・精神的な症状や心の不調があった場合の対応に関する相談 ・依存症（アルコールや薬物関連問題等）に関する相談 ・思春期精神保健・青年期のひきこもりに関する相談 ・その他精神保健福祉に関する相談 </p> <p>○相談受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前8時30分から午後5時15分まで</p> <p>○相談方法 電話相談、面接相談（来所による相談は予約制）</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	精神保健福祉相談 心の健康相談ダイヤル（心の健康相談）
実施主体	山形県精神保健福祉センター 【所在地】山形市小白川町二丁目3-30 【電話】023-624-1217
県の関係課	健康福祉部 障がい福祉課 障がい医療担当 【電話】023-630-2240
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 精神保健全般に関する相談に応じております。 （心の健康相談、思春期精神保健に関する相談、アルコール・薬物関連問題に関する相談、自死遺族相談等）</p> <p>○対象者 本人又はその家族、および関係者</p> <p>○相談内容 ・精神科の受診や医療に関する相談 ・依存症（アルコールや薬物関連問題等）に関する相談 ・思春期精神保健に関する相談 ・自死遺族相談 等</p> <p>○相談受付時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時から午前12時、午後1時から午後5時</p> <p>○相談方法 電話相談（専用TEL 023-631-7060） 面接相談（来所による相談は予約制）</p> <p>○相談料 無料（診療は有料）</p>

事業名	ひきこもり相談支援窓口 「自立支援センター巣立ち」
実施主体	山形県精神保健福祉センター 【所在地】山形市小白川町二丁目3-30 【電話】023-624-1217
県の関係課	健康福祉部 障がい福祉課 障がい医療担当 【電話】023-630-2240
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 ひきこもりに関する相談に応じております。</p> <p>○対象者 ひきこもりの状態にある本人又はその家族、および関係者</p> <p>○相談内容 ひきこもりに関する相談</p> <p>○相談受付時間 月・火・木・金曜日の午前9時から正午、午後1時から午後5時</p> <p>○相談方法 電話相談（専用 TEL 023-631-7141） 面接相談（来所による相談は予約制）</p> <p>○相談料 無料</p>

事業名	障がい者虐待に関する相談事業
実施主体	山形県障がい者権利擁護センター 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-630-2148
県の関係課	健康福祉部 障がい福祉課 事業指導・医療的ケア児支援担当 【電話】023-630-2317
支援の種類	相談
事業内容	○相談内容 障がい者虐待に関する相談 ○相談受付時間 毎週月～金曜日の午前8時30分から午後5時

事業名	山形県中小企業労働相談事業																			
実施主体	山形県産業労働部 雇用・産業人材育成課 各総合支庁産業経済部地域産業経済課																			
県の関係課	産業労働部 雇用・産業人材育成課 【電話】023-630-2439																			
支援の種類	相談																			
事業内容	<p>○概要 採用や解雇、賃金や労働時間・退職金等の労働条件など、労働全般に関する諸問題について、具体的、個別的な相談に応じ、適切な示唆、助言、関係機関の紹介を行っています。</p> <p>○対象者 労働者、使用者どなたでも構いません。</p> <p>○窓口等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>窓口</th> <th>住所</th> <th>電話番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>村山総合支庁 地域産業経済課</td> <td>山形市鉄砲町2-19-68</td> <td>023-621-8438</td> </tr> <tr> <td>最上総合支庁 地域産業経済課</td> <td>新庄市金沢字大道上2034</td> <td>0233-29-1310</td> </tr> <tr> <td>置賜総合支庁 地域産業経済課</td> <td>米沢市金池7-1-50</td> <td>0238-26-6045</td> </tr> <tr> <td>庄内総合支庁 地域産業経済課</td> <td>東田川郡三川町横山字袖東 19-1</td> <td>0235-66-5491</td> </tr> <tr> <td>県庁雇用・産業 人材育成課</td> <td>山形市松波2-8-1</td> <td>023-630-2439</td> </tr> </tbody> </table> <p>・受付時間：平日8時30分～17時15分 ・相談方法：電話、面談、電子メール ※電子メールの入力フォームは山形県ホームページ「やまがた労働情報」に掲載。 ・総合支庁では特定の曜日に社会保険労務士が相談に応じます。 火曜日 置賜総合支庁 13:00～16:30 水曜日 村山総合支庁 13:00～16:30 木曜日 最上総合支庁 13:00～16:30 金曜日 庄内総合支庁 13:00～16:30</p> <p>○その他 相談料は無料。相談内容など個人の秘密は守られます。</p>		窓口	住所	電話番号	村山総合支庁 地域産業経済課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8438	最上総合支庁 地域産業経済課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1310	置賜総合支庁 地域産業経済課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6045	庄内総合支庁 地域産業経済課	東田川郡三川町横山字袖東 19-1	0235-66-5491	県庁雇用・産業 人材育成課	山形市松波2-8-1	023-630-2439
窓口	住所	電話番号																		
村山総合支庁 地域産業経済課	山形市鉄砲町2-19-68	023-621-8438																		
最上総合支庁 地域産業経済課	新庄市金沢字大道上2034	0233-29-1310																		
置賜総合支庁 地域産業経済課	米沢市金池7-1-50	0238-26-6045																		
庄内総合支庁 地域産業経済課	東田川郡三川町横山字袖東 19-1	0235-66-5491																		
県庁雇用・産業 人材育成課	山形市松波2-8-1	023-630-2439																		

事業名	犯罪被害者の県営住宅優先入居制度
実施主体	各総合支庁建築課
県の関係課	県土整備部 建築住宅課 安心居住推進担当 【電話】023-630-2154
支援の種類	優先入居
事業内容	<p>○概要 犯罪被害者で従前の住宅に居住することが困難となった者が県営住宅の入居を希望する場合には、抽選において当選確率を2倍とします。</p> <p>○対象者 県営住宅への入居資格を有する犯罪被害者及びその家族・遺族</p> <p>○受付時間及び電話番号</p> <p>〔村山地域〕霞城セントラル22階 火曜日から日曜日（年末年始を除く） 10:00～18:00 【電話】023-647-0781</p> <p>〔最上地域〕最上総合支庁内 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00～17:00 【電話】0233-23-3116</p> <p>〔置賜地域〕置賜総合支庁内 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00～17:00 【電話】0238-24-2332</p> <p>〔庄内地域〕庄内総合支庁内 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00～17:00 【電話】0235-66-3210</p> <p>受付時間が変更する場合がありますので、随時電話でお問い合わせください。</p>

事業名	DV被害者の県営住宅優先入居制度
実施主体	各総合支庁建築課
県の関係課	県土整備部 建築住宅課 安心居住推進担当 【電話】023-630-2154
支援の種類	優先入居
事業内容	<p>○概要</p> <p>DV被害者が県営住宅の入居を希望する場合には、抽選において当選確率を2倍とします。</p> <p>○対象者</p> <p>県営住宅への入居資格を有しており、下記の要件を満たす者</p> <p>① 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は同法第5条の規定による保護若しくは母子生活支援施設による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>② 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していない者</p> <p>○受付時間及び電話番号</p> <p>〔村山地域〕霞城セントラル22階 火曜日から日曜日（年末年始を除く） 10:00～18:00 【電話】023-647-0781</p> <p>〔最上地域〕最上総合支庁内 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00～17:00 【電話】0233-23-3116</p> <p>〔置賜地域〕置賜総合支庁内 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00～17:00 【電話】0238-24-2332</p> <p>〔庄内地域〕庄内総合支庁内 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 10:00～17:00 【電話】0235-66-3210</p> <p>受付時間に変更する場合がありますので、随時電話でお問い合わせください。</p>

事業名	高等学校等奨学金貸与事業														
実施主体	山形県教育庁 高校教育課 経理奨学金担当 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-630-2052														
県の関係課	実施主体に同じ														
支援の種類	無利子貸付														
事業内容	○概要 勉学意欲がありながら経済的理由により就学が困難な者を支援するために、奨学金の貸与を行います。														
	○対象者、資格要件、貸与月額														
		区分	特別貸与奨学金	育英奨学金											
		貸与対象者	高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程(県で定めるものに限る)及び高等専門学校の生徒	高等学校、特別支援学校高等部、専修学校高等課程(県で定めるものに限る)の生徒											
	貸与資格	人物	学習活動その他生活全般における態度及び行動が良好であること	同左											
		学力	なし	学習成績が中程度以上											
		家計	世帯全員の収入の合算額が生活保護基準で算出した額の1.5倍以下であること	主たる生計維持者及びその配偶者の収入の合算額が山形県で定める基準額(旧日本育英会準拠)以下であること											
	住所地	扶養者が県内に住所を有すること	同左												
	貸与月額	<table border="1"> <tr> <td>公立等</td> <td>自宅通学</td> <td>18,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>23,000円</td> </tr> <tr> <td>私立</td> <td>自宅通学</td> <td>30,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>自宅外通学</td> <td>35,000円</td> </tr> </table>		公立等	自宅通学	18,000円		自宅外通学	23,000円	私立	自宅通学	30,000円		自宅外通学	35,000円
公立等	自宅通学	18,000円													
	自宅外通学	23,000円													
私立	自宅通学	30,000円													
	自宅外通学	35,000円													

事業名	スクールカウンセラー活用事業
実施主体	山形県教育庁 義務教育課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-630-3416
県の関係課	実施主体に同じ
支援の種類	カウンセリング
事業内容	<p>○概要 いじめ、不登校、暴力行為の対応のため、公認心理師・臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、中学校に配置して、問題行動等の未然防止や早期発見、早期解決を図っている。また、児童生徒の心の悩みに答えるとともに、教職員や保護者への助言・支援を行うことで、学校におけるカウンセリング機能を高めている。</p> <p>○対象者と内容 ア、児童生徒へのカウンセリング イ、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 ウ、児童生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 エ、その他児童生徒のカウンセリング等に関し適当と認められるもの</p> <p>○スクールカウンセラー等の配置形態 全ての中学校に配置し、域内の小学校にも対応している。 配置形態は、原則として週1回、1回あたり6時間、年35週。 大規模校6校については上乘せして派遣している。</p>

事業名	スクールカウンセラー派遣事業
実施主体	県立高等学校（全校）
県の関係課	山形県教育庁 高校教育課 生徒指導担当 【電話】023-630-3165
支援の種類	カウンセリング
事業内容	<p>○概要</p> <p>生徒の臨床心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する公認心理師・臨床心理士、精神科医等をスクールカウンセラーとして県立高等学校に派遣し、生徒の心の悩みに答えるとともに、教職員や保護者への助言・支援を行うことで、学校におけるカウンセリング機能を高めている。</p> <p>○対象者と内容</p> <p>ア、生徒へのカウンセリング イ、カウンセリング等に関する教職員及び保護者に対する助言・援助 ウ、生徒のカウンセリング等に関する情報収集・提供 エ、その他</p> <p>○スクールカウンセラーの配置形態</p> <p>不登校、問題行動等の実態に加え、発達障がい等、特別な配慮を必要とする生徒数等も総合的に勘案し、最重点校、重点校、一般校を指定し、きめ細やかな対応に資する。</p> <p>【最重点校】 1日当たり4時間の業務時間、年間23回派遣</p> <p>【重点校】 1日当たり4時間の業務時間、年間18回派遣</p> <p>【一般校】 1日当たり4時間の業務時間、年間12回派遣</p>

事業名	犯罪被害給付制度	
実施主体	山形県警察本部 警務部 広報相談課 犯罪被害者支援室 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）	
県の関係課	実施主体に同じ	
支援の種類	給付金支給	
事業内容	○概要 故意の犯罪行為による不慮の死亡、重傷病または障がいという重大な被害を受けたにもかかわらず、十分な公的救済や加害者からの損害賠償も得られない被害者または遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給することにより、精神的・経済的被害の緩和を図ることを目的としています。	
	○対象となる犯罪被害 日本国内または、日本国外にある日本船舶もしくは日本航空機内において行われた生命または身体を害する罪に当たる行為（過失犯を除く）による死亡、重傷病または障がい。	
	○給付金の種類	
	遺族給付金	亡くなられた被害者の第一順位の遺族に対する給付金
	重傷病給付金	重傷病（加療1か月以上かつ入院3日以上を要する負傷または疾病（PTSD等の精神疾患については、加療1か月以上かつその症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の疾病）を負った被害者本人に対する給付金
	障害給付金	障がいの残った被害者本人に対する給付金
○給付金の算定方法・支給額		
遺族給付金	被害者の収入とその生計維持関係遺族の人数に応じて算出した額 被害者が死亡前に療養を要した場合は、負傷又は疾病から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額の合計額を加算した額	
重傷病給付金	負傷又は疾病にかかった日から3年間における保険診療による医療費の自己負担相当額と休業損害を考慮した額（上限額：120万円）	
障害給付金	被害者の収入と残った障害の程度に応じて算出した額	

○支給を受けられる人

遺族給付金	下記のうち、第一順位となる遺族（順位は番号順） (1) ①配偶者（事実婚も含む） (2) 被害者の収入により生計を維持していた ②子③父母④孫⑤祖父母⑥兄弟姉妹 (3) (2)に該当しない ⑦子⑧父母⑨孫⑩祖父母⑪兄弟姉妹
重傷病給付金	被害者本人
障害給付金	

○給付金の支給制限

親族間の犯罪や被害者にも原因がある場合は、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

○公的給付金の調整

労災保険などの公的補償を受ける場合や損害補償を受けたときは、その額と給付金とが調整されることとなります。

○支給裁定の申請

給付金の支給を受けようとする人は、住所地を管轄する都道府県公安委員会に申請します。警察署又は県警察本部警務課犯罪被害者支援室にお問い合わせください。

○申請の制限

犯罪行為による死亡、重傷病または障がいの発生を知ってから2年を経過したとき、または当該死亡、重傷病または障がいが発生してから7年を経過したときは給付金を申請することができません。ただし、当該犯罪行為の加害者により身体の自由を不当に拘束されていたことなど、やむを得ない理由により、期間内に申請ができなかったときは、その理由がやんだ日から6か月以内に申請することができます。

○仮給付金の申請

犯人不明、治療が長期に及んでいる場合など、速やかに裁定することができない事情があるときは、一定の額を限度として仮給付を支給しています。

事業名	犯罪被害者等生活資金貸付制度		
実施主体	山形県警察本部 警務部 広報相談課 犯罪被害者支援室 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）		
県の関係課	実施主体に同じ		
支援の種類	生活資金の貸付		
事業内容	<p>○概要 国が支給する「犯罪被害者等給付金」により、返済していただくことを条件に、30万円を上限として、山形県警察が無利子で貸付を行う制度です。</p> <p>○貸し付け対象者</p> <table border="1"> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 国の「犯罪被害者等給付金」支給対象者 2 「犯罪被害者等給付金」の裁定申請をした方、あるいはこれから裁定申請をしようとしている方 3 被害時に、被害者ご本人またはご遺族の方の住所が山形県にあった方 4 生活保護を受けていない方 5 遺族の場合、亡くなられていた方の収入によって生計をたっていた方 </td> </tr> </table> <p>○償還期限 次のような収入があった場合は、その翌日から30日以内に返済していただくことになります。</p> <table border="1"> <tr> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪被害者等給付金が支給された場合 2 貸付けを受けた金額以上の損害賠償金等が支払われた場合 3 貸付けを受けた金額以上の法令による給付金等が支払われた場合 </td> </tr> </table> <p>※ 犯罪被害の発生を知った日から1年以上が経過すると、貸付申請を受けることができなくなります。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 国の「犯罪被害者等給付金」支給対象者 2 「犯罪被害者等給付金」の裁定申請をした方、あるいはこれから裁定申請をしようとしている方 3 被害時に、被害者ご本人またはご遺族の方の住所が山形県にあった方 4 生活保護を受けていない方 5 遺族の場合、亡くなられていた方の収入によって生計をたっていた方 	<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪被害者等給付金が支給された場合 2 貸付けを受けた金額以上の損害賠償金等が支払われた場合 3 貸付けを受けた金額以上の法令による給付金等が支払われた場合
<ol style="list-style-type: none"> 1 国の「犯罪被害者等給付金」支給対象者 2 「犯罪被害者等給付金」の裁定申請をした方、あるいはこれから裁定申請をしようとしている方 3 被害時に、被害者ご本人またはご遺族の方の住所が山形県にあった方 4 生活保護を受けていない方 5 遺族の場合、亡くなられていた方の収入によって生計をたっていた方 			
<ol style="list-style-type: none"> 1 犯罪被害者等給付金が支給された場合 2 貸付けを受けた金額以上の損害賠償金等が支払われた場合 3 貸付けを受けた金額以上の法令による給付金等が支払われた場合 			

事業名	被害者支援員制度
実施主体	各警察署
県の関係課	山形県警察本部 警務部 広報相談課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110 (警察本部代表)
支援の種類	早期支援
事業内容	<p>○概要</p> <p>殺人、強制性交等などの身体犯や交通死亡事故、ひき逃げなど、被害に遭われた方々に支援が必要と思われる事件が発生したとき、警察では、事件や事故の捜査を行う一方で、被害者ご本人やそのご家族に対して、被害者支援員(警察職員)を指定して支援活動を行います。</p> <p>○具体的な支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察による事情聴取や実況見分など捜査活動への付添い ・病院の手配や医師への説明 ・刑事手続きに関する説明 ・自宅等への送迎 ・相談等への対応 ・再被害防止に関する助言 ・民間支援団体、カウンセラー、他の公的機関等の紹介

事業名	被害者連絡制度
実施主体	各警察署
県の関係課	山形県警察本部 警務部 広報相談課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110 (警察本部代表)
支援の種類	情報提供
事業内容	<p>○概要</p> <p>殺人、強制性交等などの身体犯やひき逃げ、危険運転致死傷罪に該当する事件等、重大な事件が発生した場合、捜査の初期段階において、被害者の方々に刑事手続きや犯罪被害者支援に関する各種制度をまとめた『被害者の手引き』をお渡ししたり、事件概要や捜査の経過等について適宜お知らせします。</p> <p>○連絡する内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・刑事手続きの流れや犯罪被害者を支援する制度に関すること ・捜査の状況に関すること ・加害者の検挙状況に関すること ・加害者を逮捕した場合、その処分に関すること </div> <p>※ 被害者支援員が上記の連絡を行う場合もあります。</p>

事業名	公費負担制度	
実施主体	各警察署	
県の関係課	山形県警察本部 警務部 広報相談課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110（警察本部代表）	
支援の種類	経済支援	
事業内容	○概要 身体に対する故意の犯罪により負傷されたり、被害者の方が亡くなられた場合に、医療費用等の一部を公費で負担し、被害者の方々の経済的な負担を軽減します。	
	○公費で負担する内容	
	ご家族を亡くされた方	死体検案書料、司法解剖後の遺体搬送費用 ※身体を害する故意の犯罪行為により死亡し、司法解剖を行った場合の死体検案書料と司法解剖を行った場所（県内に限る）から遺族が希望する場所（県外の場合は県境まで）までの御遺体の搬送料を支出
	怪我等を負われた方	初診料、診断書料、精神科医等の診療料・カウンセリング料 ※身体に対する犯罪で身体的、精神的に被害を受けた方
	性犯罪の被害に遭われた方	初診料、緊急避妊費用、人工妊娠中絶費、鑑定資料採取費、精神科医等の診療料・カウンセリング料
	※ 負傷の程度により、公費による負担が出来ない場合があります。	

事業名	再被害防止の措置
実施主体	各警察署
県の関係課	山形県警察本部 警務部 広報相談課 犯罪被害者支援室 【電話】023-626-0110 (警察本部代表)
支援の種類	再被害防止
事業内容	<p>○概要 被害に遭われた方やそのご家族等が、加害者やその関係者等から再び危害を加えられるおそれがあり、継続的に再被害防止措置を講ずる必要のある場合に実施します。</p> <p>○再被害防止措置の内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・重点的なパトロール警戒 ・通報要領・自主警戒の指導 ・加害者の動向把握 ・必要に応じ加害者への警告 </div>

事業名	少年相談
実施主体	山形県警察本部、各警察署
県の関係課等	山形県警察本部 生活安全部 人身安全少年課
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 いじめ等でつらい思いをしていること、非行や犯罪に関すること等について、子どもからの相談や保護者の方、一般の方からの相談を24時間受付けています。 (メール相談については、県警本部人身安全少年課HP内少年相談コーナーより受付。)</p> <p>○少年相談窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察本部少年サポートセンター 023 (642) 1777 ・山形警察署 023 (634) 4970 ・上山警察署 023 (672) 8440 ・天童警察署 023 (651) 4970 ・寒河江警察署 0237 (84) 4970 ・村山警察署 0237 (53) 4970 ・尾花沢警察署 0237 (23) 4970 ・新庄警察署 0233 (23) 4970 ・庄内警察署 0234 (45) 1777 ・酒田警察署 0234 (26) 4970 ・鶴岡警察署 0235 (23) 4970 ・長井警察署 0238 (84) 4970 ・小国警察署 0238 (62) 4970 ・南陽警察署 0238 (50) 1777 ・米沢警察署 0238 (26) 4970 <p>○受付時間 相談電話は24時間 (夜間・休日は、当直勤務の警察官が対応します。) メール相談の返信は、平日、執務時間内に行います。</p>

事業名	警察相談専用電話の設置
実施主体	山形県警察本部 警務部 広報相談課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 犯罪による被害の未然防止に関する相談その他県民の安全と平穩に係る相談等に対応します。</p> <p>○電話番号 #9110又は023（642）9110</p> <p>○受付時間 24時間</p>

事業名	性犯罪被害相談電話
実施主体	山形県警察本部 警務部 広報相談課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 性的被害に関するさまざまな悩みや困りごとを抱える方から気軽に相談していただけるように、専門の相談員が対応します。</p> <p>○電話番号 # 8103 023 (615) 7130 0120 (39) 8103</p> <p>○受付時間 24時間 ・# 8103（ハートさん）は、各都道府県警察の性犯罪相談電話につながる全国共通の短縮ダイヤル</p>

事業名	性犯罪・性暴力被害相談電話
実施主体	公益社団法人やまがた被害者支援センター 【所在地】山形市十日町一丁目6番6号 【電話】023-642-3571
県の関係課	防災くらし安心部消費生活・地域安全課 地域安全対策担当 【電話】023-630-2460
支援の種類	相談、付添い等直接支援
事業内容	<p>○概要 相談受理から支援まで1か所に対応できるワンストップ支援センターとして、「やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）」を運営し、性犯罪や性暴力被害に遭われた方の相談や必要とする支援を提供します。</p> <p>○対象者 性犯罪や性暴力被害に遭われた方やその家族など</p> <p>○具体的な支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話相談、面接相談 ・警察や裁判所、医療機関等への付添い ・産婦人科医療機関の紹介や受診費用等の助成 ・臨床心理士等の紹介やカウンセリング費用の助成 ・他の公的機関等の紹介 <p>○電話相談受付時間等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまがた性暴力被害者サポートセンター「べにサポやまがた」 専用相談023-665-0500 月～金 午前10時から午後7時まで (土日祝日、年末年始を除く) ※ 上記時間以外は、政府設置のコールセンターに電話は転送され、24時間365日電話相談は可能 ・全国共通短縮ダイヤル #8891 「#はやくワン(ストップ)」 又は 0120-8891-77 ※ 全国共通ダイヤルは、全国どこからでも最寄りのワンストップ支援センター(山形県は「べにサポやまがた」)につながる仕組み <p>○相談方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ①電話相談 ②面接相談 : 原則予約制(要望に応じ出向くこともできます。) ③メール相談 べにサポやまがたのホームページから入力

事業名	暴力団関係相談
実施主体	山形県警察本部 刑事部 組織犯罪対策課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 暴力団に関する相談や関連情報を24時間受付けています。</p> <p>○電話番号 023（622）4525</p> <p>○受付時間 24時間（夜間・休日は、当直勤務の警察官が対応します。）</p>

事業名	悪質商法関係相談
実施主体	山形県警察本部 生活安全部 生活環境課 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 【電話】023-626-0110（警察本部代表）
県の関係課	実施主体に同じ
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要 悪質商法やヤミ金融などに関する相談や関連情報を24時間受け付けています。</p> <p>○電話番号 023（642）4477</p> <p>○受付時間 24時間</p>

事業名	消費生活相談
実施主体	<p>山形県消費生活センター 【所在地】山形市松波二丁目8番1号 県庁2階 【電話】023-624-0999</p> <p>最上消費生活センター 【所在地】新庄市金沢字大道2034 最上総合支庁1階 【電話】0233-29-1370</p> <p>置賜消費生活センター 【所在地】米沢市金池七丁目1番50号 置賜総合支庁1階 【電話】0238-24-0999</p> <p>庄内消費生活センター 【所在地】三川町大字横山字袖東19番1号 庄内総合支庁1階 【電話】0235-66-5451</p>
県の関係課	防災くらし安心部消費生活・地域安全課 (消費生活センター) 【電話】023-630-3239
支援の種類	相談
事業内容	<p>○概要</p> <p>1 消費者相談 商品やサービスの契約に関するトラブル、多重債務、商品の安全性や品質など消費生活に係る苦情・相談の受け付け ※ 専門の消費生活相談員からアドバイスをします。 ※ 月一回、弁護士による消費生活法律相談会を開催しています。(無料・要予約)</p> <p>2 消費者啓発・情報発信 消費生活に必要な知識や問題商法などのビデオやDVDなどの資料の貸し出し、リーフレット等資料の作成・配布及び消費生活に関する情報提供。 ※ 消費者啓発に係る各種講座や研修会を開催しており要請により講師を派遣しています。</p> <p>○電話番号 相談専用 023 (624) 0999 啓発担当 023 (630) 3239</p> <p>○受付時間 月曜日～金曜日、午前9時～午後5時 (年末年始、祝日を除く)</p>

9 関係機関等の相談窓口と事業概要

県や市町村以外の犯罪被害者等の相談窓口と事業概要

- (1) 犯罪被害者等相談窓口と事業概要
- (2) 交通事故に関する相談窓口と事業概要

(1) 犯罪被害者等相談窓口と事業概要

<p>公益社団法人 やまがた被害者支援 センター</p>	<p>〈民間被害者支援団体〉</p> <p>専門の相談員が、電話や面接による相談を受け、各種支援制度の紹介や情報提供を行います。 相談内容により、必要に応じて下記の支援を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 面接相談 ○ 警察署、検察庁、裁判所、病院などへの付添い ○ 犯罪被害者等給付金等の申請補助業務 ○ 精神科医等によるカウンセリング など <table border="1" data-bbox="576 801 1425 1238"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">(公社) やまがた被害者支援センター</th> </tr> <tr> <td>受付時間等</td> <td>月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 山形県保健福祉センター内</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>023-642-3571 (事務局) 023-642-7830 (なやみゼロ：相談電話)</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>023-676-5630</td> </tr> <tr> <td>ホームページ</td> <td>https://www.yvsc.jp/ (ホームページからメールで相談も可能)</td> </tr> </table> <table border="1" data-bbox="576 1323 1425 1677"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">被害者支援相談電話 庄内出張相談所</th> </tr> <tr> <td>受付時間等</td> <td>毎週水曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒998 - 0857 酒田市若浜町1-40 庄内総合支庁酒田農業技術普及課庁舎 (旧酒田保健所)</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>0234-43-0783 (ゼロなやみ) 対応は、相談電話・面接相談となります</td> </tr> </table>	(公社) やまがた被害者支援センター		受付時間等	月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く	所在地	〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 山形県保健福祉センター内	電話番号	023-642-3571 (事務局) 023-642-7830 (なやみゼロ：相談電話)	FAX	023-676-5630	ホームページ	https://www.yvsc.jp/ (ホームページからメールで相談も可能)	被害者支援相談電話 庄内出張相談所		受付時間等	毎週水曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く	所在地	〒998 - 0857 酒田市若浜町1-40 庄内総合支庁酒田農業技術普及課庁舎 (旧酒田保健所)	電話番号	0234-43-0783 (ゼロなやみ) 対応は、相談電話・面接相談となります
	(公社) やまがた被害者支援センター																				
受付時間等	月曜日～金曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く																				
所在地	〒990-0031 山形市十日町1丁目6-6 山形県保健福祉センター内																				
電話番号	023-642-3571 (事務局) 023-642-7830 (なやみゼロ：相談電話)																				
FAX	023-676-5630																				
ホームページ	https://www.yvsc.jp/ (ホームページからメールで相談も可能)																				
被害者支援相談電話 庄内出張相談所																					
受付時間等	毎週水曜日 10:00～16:00 ※年末年始、祝日を除く																				
所在地	〒998 - 0857 酒田市若浜町1-40 庄内総合支庁酒田農業技術普及課庁舎 (旧酒田保健所)																				
電話番号	0234-43-0783 (ゼロなやみ) 対応は、相談電話・面接相談となります																				

公益財団法人
山形県暴力追放
運動推進センター

〈暴力団による被害の救済〉

暴力団による不当な行為の防止及び被害の救済を図る事を目的に、次のような活動を行っています。

- 相談活動（電話・面接・出張相談）
- 各種支援活動
 - ・ 裁判手続費用等の無利子貸付（損害賠償請求訴訟等）
 - ・ 見舞金の支給
- 広報活動等
 - ・ 暴力追放に関する広報活動等

（公財）山形県暴力追放運動推進センター	
受付時間等	月曜日～金曜日 9:00～16:00
所在地	〒990-2492 山形市鉄砲町二丁目 19 番 68 号 村山総合支庁本庁舎 6 階
電話番号	0120-89-3040（相談受付専用電話） 023-633-8930（代表）
FAX	023-676-4140
ホームページ	http://www.y-boutsui.or.jp/

酒田海上保安部

〈海上保安庁の施策と相談窓口〉

- 1 被害者連絡制度（犯罪被害者等への情報提供）
捜査の状況、被疑者の逮捕や検察庁への送致状況等を、捜査上支障のない範囲で事件担当捜査員が犯罪被害者及びその家族に連絡します。
- 2 捜査の過程における配慮
 - (1) 犯罪被害者等支援制度
犯罪被害者等支援主任者を各海上保安部署に配置し、事件直後から次のような活動をしていきます。
 - ・犯罪被害者及びその家族への付き添い
 - ・支援制度の説明等
 - (2) 事情聴取における配慮
犯罪被害者及びその家族からの事情聴取に当たっては、プライバシーの保護、身体の安全の確保、精神的負担の緩和に配慮しています。また、性犯罪被害者等に対しては、女性海上保安官による事情聴取を行うなど、精神的負担の緩和に努めています。
- 3 経済負担の軽減
 - (1) 解剖遺体の搬送・修復費の公費負担制度
司法解剖後の犯罪被害者の遺体については、遺族の新たな経済的・精神的負担を軽減するため、遺体搬送や解剖後の遺体修復のための費用を一部公費により負担します。
(※ 対象遺体によっては一部支給できない場合がありますので、事件取扱い海上保安部にお問い合わせ下さい。)
 - (2) 診断書等の公費負担制度
犯罪被害者の被害に係る診断書料や捜査上の要請から行う事情聴取のために犯罪被害者及びその家族が出頭する場合の旅費を公費により負担することで、刑事手続きにおける経済的負担の軽減に努めています。

第二管区海上保安本部

所在地	宮城県塩釜市貞山通 3-4-1
電話番号	022-363-0111（代表）

酒田海上保安部

所在地	酒田市船場町 2-5-43
電話番号	0234-22-1831（代表）

山形地方検察庁

〈被害者ホットライン〉

【犯罪被害者ホットライン概要】

「被害者ホットライン」は、犯罪の被害に遭われた方が、検察庁へ気軽に相談・問い合わせを行えるように、被害者支援員を配置している全国の検察庁に設置した専用電話です。

【対象者】

犯罪被害に遭われた方など

【詳細】

犯罪被害に遭われた方からの相談・問い合わせに応える専用「被害者ホットライン」に、検察庁の被害者支援員が応答し、支援活動を行っています。

被害者支援員は、犯罪の被害に遭われた方からの相談に応じるほか、法廷への案内・付添い、確定記録等の閲覧、証拠品還付などの手助けを行います。

また、刑事事件の処分・裁判結果をお知らせする被害者等通知、加害者の刑事施設における処遇状況等をお知らせする加害者処遇状況等通知、再被害防止のための受刑者釈放予定等通知のほか、刑事裁判への参加、被害回復給付金等の各種制度を案内しています。

山形地方検察庁	
被害者 ホットライン 受付番号等	023-622-5122 (FAX 共通) 平日 9:00～17:00 まで
所在地	山形市大手町1番32号 山形地方検察庁
電話番号	023-622-5196 (代表)

<p>山形保護観察所</p>	<p>〈犯罪被害者等相談室〉</p> <p>更生保護における犯罪被害者等施策として、被害者や遺族への制度や手続のための情報提供をしています。</p> <p>専任の担当者が対応します。それぞれの制度は、利用できる期限が限られます。</p> <p>また、利用には申し出のほか、本人を確認するための書類等の提出が必要です。</p> <p>○ 意見等聴取制度</p> <p>地方更生保護委員会が行う加害者の仮釈放、仮退院等の審理において、意見等を述べることができます。申出手続が必要です。</p> <p>(申し出ができる人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 仮釈放、仮退院等の審理の対象になっている加害者の犯罪により被害を受けた方 ・ 被害を受けた方の法定代理人 ・ 被害を受けた方がなくなった場合またはその心身に重大な故障(病気やけが等)がある場合におけるその配偶者、直系親族または兄弟姉妹 <p>○ 心情等伝達制度</p> <p>被害に関する気持ちや加害者の生活に関する意見をお聴きし、保護観察中の加害者に伝えます。申出手続が必要です。</p> <p>(申し出ができる人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 加害者が保護観察に付される理由となった犯罪等により被害を受けた方 ・ 被害を受けた方の法定代理人 ・ 被害を受けた方が亡くなった場合またはその心身に重大な故障(病気やけが等)がある場合におけるその配偶者、直系親族または兄弟姉妹 <p>○ 被害者等通知制度</p> <p>加害者の保護観察の状況等に関する情報を、希望される被害者の方やご遺族に通知します。申出手続きが必要です。</p> <p>○ 相談・支援</p> <p>被害者専任の担当者が相談に応じます。</p>
----------------	---

○ 刑務所または少年院に入っている者の被害者等の相談先

東北地方更生保護委員会

受付時間等	平日 8:30～17:15
電話番号	022-221-3540 (被害者等専用番号) 022-221-3536 (代表)
所在地	仙台市青葉区片平一丁目3番1号 仙台法務総合庁舎4階

○ 保護観察中の者の被害者等の相談先

山形保護観察所

受付時間	平日 8:30～17:15
電話番号	023-631-2431 (被害者等専用番号) 023-631-2277 (代表)
所在地	山形市大手町1番32号

公益財団法人
犯罪被害救援基金

〈犯罪被害者遺児等に対する学資給与事業〉

(組織の紹介)

国民の浄財からなる基金で、犯罪被害者遺児等に対する学資の給与などの救援事業を行っています。

奨学金等給与事業

(支援概要)

通学先によって給付額は異なりますが、採用時から学業が終了するまでの期間、奨学金や入学一時金を支給しています。

(返済の必要はありません。)

(対象要件等)

以下の各要件に当てはまる方

- ・人の生命又は身体を害する犯罪行為により、不慮の死を遂げた方又は重障害を受けた方の子、孫、弟妹等
- ・犯罪被害を受けたときにおいて、主として被害者の収入によって生計を維持していた子、孫、弟妹等
- ・学校等に在学（幼稚園等に在園する3歳以上の幼児から大学院生及び外国の大学又は大学院への留学生）し、学業・人物ともに優秀で、かつ、学費の支払いが困難であると認められる子、孫、弟妹等

(申出先)

各警察本部犯罪被害給付事務担当課

〈犯罪被害者等に対する支援金支給事業〉

支援金支給事業

(支援概要)

現に著しく困窮し、加害者による賠償が期待できず、かつ、公的な救済制度又は保険の対象外であるなど、特別な救済を行うべき理由がある犯罪被害者等に支援金を支給しています。

(対象者)

犯罪等により被害を被った者又は犯罪等により死亡した場合の遺族

(申出先)

公益財団法人犯罪被害救援基金

〈窓口〉

公益財団法人犯罪被害救援基金

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-3-6

平河町共済ビル内

電話 03-5226-1020 FAX 03-5226-1023

ホームページ <http://kyuenkikin.or.jp/>

(公財) 犯罪被害救援基金	
電話番号	03-5226-1020
FAX	03-5226-1023
所在地	東京都千代田区平河町 2-3-6 平河町共済ビル内
ホームページ	http://kyuenkikin.or.jp/

その他の問い合わせ先

山形県警察本部広報相談課犯罪被害者支援室

日本司法支援センター
山形地方事務所
(法テラス山形)

〈犯罪被害者支援ダイヤル〉

【法テラスが行う犯罪被害者支援業務】

- 1 情報提供業務
法的トラブルの解決方法や相談窓口がわからない方に対し、身近な司法の相談窓口として、適切な「相談窓口のご案内」や「法制度の紹介」を行います。
- 2 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介
個々の状況に応じて、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介を行っています。
- 3 DV等被害者法律相談援助
特定侵害行為（DV、ストーカー、児童虐待）を現に受けている方（現に受けている疑いがある方も含む）に対し、資力に関わらず、再被害の防止に関して必要な法律相談を行う制度です（一定の基準を超える資産をお持ちの場合は、相談料をご負担いただきます）。
- 4 被害者国選弁護関連業務
 - 被害者参加制度
 - 被害者参加人のための国選弁護制度
 - 被害者参加旅費等支給制度

（9頁参照）
- 5 民事法律扶助制度（要件あり）
 - 民事に関する無料法律相談
 - 弁護士費用の立替
- 6 日本弁護士連合会委託援助（日弁連受託業務）

日本司法支援センター 犯罪被害者支援ダイヤル	
電 話	0120-079714 平日 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00

日本司法支援センター山形地方事務所（法テラス山形）	
所在地	山形市七日町二丁目 7-10 NANA BEANS 8階
電 話	050-3383-5544 平日 9:00～17:00

法テラスホームページ

<http://www.houterasu.or.jp/higaishashien/index.html>

山形県弁護士会

〈犯罪被害者支援センター〉

犯罪にあわれた被害者の方々に対して、速やかな被害回復その他の法的な支援を行うことを目的として、山形県弁護士会が「犯罪被害者支援センター」を設置しています。

犯罪被害にあわれ、どのように対処したらよいか分からないためにお悩みの方はご相談ください。

犯罪被害者支援センター	
受付時間	月～金 午前10時～午後4時 電話相談の申込み
受付番号	023-622-2234
相談	初回のみ 料金無料
所在地	山形市七日町二丁目7-10 NANA BEANS 8階 山形県弁護士会
ホームページ	http://www.yamaben.or.jp/

山形少年鑑別支所

〈被害者等通知制度〉

【概要】

「被害者等通知制度」における申出受付窓口

【対象者】

少年事件の被害に遭われたご本人等

【詳細】

「被害者等通知制度」に基づき、少年事件の加害者の処遇状況等に関する通知希望の申出の窓口となっています。

山形少年鑑別支所	
受付時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (休日・祝日は除く)
受付番号	023-642-3444
所在地	山形市小白川五丁目 21-25 山形少年鑑別支所

山形労働局**〈総合労働相談コーナー〉**

解雇、労働条件の切り下げ、いじめ、嫌がらせなど、事業主と労働者の中で個別労働紛争が増加しています。

こうしたトラブルについては、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、労働相談、助言・指導、あっせん等により山形労働局が紛争解決のお手伝いをします。

山形労働局総合労働相談コーナー

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	023-624-8226
所在地	山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 3 階 山形労働局雇用環境・均等室

山形総合労働相談コーナー

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	023-624-6211
所在地	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎 4 階 山形労働局基準監督署内

米沢総合労働相談コーナー

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	0238-23-7120
所在地	米沢市金池 3-1-39 米沢地方合同庁舎 3 階 米沢労働基準監督署内

庄内総合労働相談コーナー

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	0235-22-0714
所在地	鶴岡市大塚町 17-27 鶴岡合同庁舎 3 階 庄内労働基準監督署内

新庄総合労働相談コーナー

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	0233-22-0227
所在地	新庄市東谷地田町 6-4 新庄合同庁舎 3 階 新庄労働基準監督署内

村山総合労働相談コーナー

受付時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15 (土・日・祝休は除く)
受付番号	0237-55-2815
所在地	村山市楯岡楯 2-28 村山合同庁舎 2 階 村山労働基準監督署内

※ 上記総合相談コーナーのほか、各労働基準監督署、各ハローワークでもそれぞれの業務に関する相談に応じております。

全国健康保険協会
山形支部

〈医療保険事業〉

【事業概要】

- 全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険の事業運営
- ・健康保険、船員保険の保険給付
 - ・健康保険、船員保険の任意継続被保険者の適用
 - ・保健事業、保険運営の企画 など

【対象者】

協会管掌健康保険の被保険者及び被扶養者

【取り扱う書類について】

- ・健康保険関係
健康保険給付（傷病手当金、高額療養費など）申請書
- ・任意継続被保険者関係
任意継続被保険者資格取得申出書
- ・保険証の再交付関係
健康保険被保険者証再交付申請書
- ・保健事業（健診等）関係
生活習慣病予防健診の申込書
特定健康診査受診券の申請書
- ・貸付事業に関すること
高額医療費貸付申込書 など

【交通事故などの届出について】

- ・相手のある交通事故やけんかなどの治療で保険証をお使いいただく場合には、「第三者行為による傷病届」を提出していただきます。
- ・「第三者行為による傷病届」を提出していただくことにより、全国健康保険協会が負担した保険診療分や傷病手当金等の受給分について、当協会が自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）会社や加害者に対して損害賠償請求権を代位取得します。
- ・業務中や通勤途中の事故については、労災保険や自賠責保険になりますので、医療機関等にお申し出いただきます。

全国健康保険協会山形支部	
電話番号	023-629-7225
受付時間	平日 8:30～17:15
所在地	〒990-8587 山形市幸町 18-20 JA 山形市本店ビル 全国健康保険協会山形支部

<p>年金事務所</p>	<p>〈厚生年金保険や国民年金についての相談〉</p> <p>社会保険・年金相談（各年金事務所）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>電話番号</th> <th>受付時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>山形年金事務所</td> <td>023-645-5111</td> <td rowspan="5">月～金 8:30～17:15</td> </tr> <tr> <td>寒河江年金事務所</td> <td>0237-84-2551</td> </tr> <tr> <td>新庄年金事務所</td> <td>0233-22-2050</td> </tr> <tr> <td>鶴岡年金事務所</td> <td>0235-23-5040</td> </tr> <tr> <td>米沢年金事務所</td> <td>0238-22-4220</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	電話番号	受付時間	山形年金事務所	023-645-5111	月～金 8:30～17:15	寒河江年金事務所	0237-84-2551	新庄年金事務所	0233-22-2050	鶴岡年金事務所	0235-23-5040	米沢年金事務所	0238-22-4220
名 称	電話番号	受付時間													
山形年金事務所	023-645-5111	月～金 8:30～17:15													
寒河江年金事務所	0237-84-2551														
新庄年金事務所	0233-22-2050														
鶴岡年金事務所	0235-23-5040														
米沢年金事務所	0238-22-4220														
<p>山形県後期高齢者 医療広域連合</p>	<p>〈後期高齢者医療制度についての相談〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">山形県後期高齢者医療広域連合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話番号</td> <td>0237-84-7100</td> </tr> <tr> <td>受付時間</td> <td>平日 8:30～17:15 (12月29日～1月3日を除く)</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 (山形県国保会館内)</td> </tr> </tbody> </table>	山形県後期高齢者医療広域連合		電話番号	0237-84-7100	受付時間	平日 8:30～17:15 (12月29日～1月3日を除く)	所在地	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 (山形県国保会館内)						
山形県後期高齢者医療広域連合															
電話番号	0237-84-7100														
受付時間	平日 8:30～17:15 (12月29日～1月3日を除く)														
所在地	〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地 (山形県国保会館内)														

(2) 交通事故に関する相談窓口と事業概要

<p>公益財団法人 日弁連交通事故相談センター 山形県支部</p>	<p>〈弁護士による交通事故相談〉</p> <p>交通事故の損害賠償の交渉で相手方と話し合いがつかないときに、弁護士が間に入り、公平・中立な立場で示談斡旋を行います。面接相談をした後に、示談斡旋に適する事案か否かを弁護士が判断したうえ、申込手続をしていただきます。</p> <table border="1" data-bbox="644 571 1402 981"><thead><tr><th colspan="2" data-bbox="644 571 1402 613">(公財) 日弁連交通事故相談センター山形県支部</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="644 613 863 676">電話番号</td><td data-bbox="863 613 1402 676">023-635-3648</td></tr><tr><td data-bbox="644 676 863 775">受付時間</td><td data-bbox="863 676 1402 775">月～金曜日 午前9時～午後5時</td></tr><tr><td data-bbox="644 775 863 873">面接相談時間</td><td data-bbox="863 775 1402 873">火・金曜日 午前9時30分～午後零時 (事前予約制)</td></tr><tr><td data-bbox="644 873 863 925">面接相談</td><td data-bbox="863 873 1402 925">5回まで無料 (1回30分)</td></tr><tr><td data-bbox="644 925 863 981">ホームページ</td><td data-bbox="863 925 1402 981">http://www.yamaben.or.jp/</td></tr></tbody></table>	(公財) 日弁連交通事故相談センター山形県支部		電話番号	023-635-3648	受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時	面接相談時間	火・金曜日 午前9時30分～午後零時 (事前予約制)	面接相談	5回まで無料 (1回30分)	ホームページ	http://www.yamaben.or.jp/
(公財) 日弁連交通事故相談センター山形県支部													
電話番号	023-635-3648												
受付時間	月～金曜日 午前9時～午後5時												
面接相談時間	火・金曜日 午前9時30分～午後零時 (事前予約制)												
面接相談	5回まで無料 (1回30分)												
ホームページ	http://www.yamaben.or.jp/												

公益財団法人
交通事故紛争処理
センター仙台支部

〈交通事故に関する紛争の解決〉

自動車事故にあわれ、損害賠償の問題でお困りの方へ、弁護士が中立・公正な立場で紛争解決のお手伝いをします。弁護士費用は無料です。ご利用には電話予約が必要になります。

(公財) 交通事故紛争処理センター仙台支部	
所在地	〒980-0811 仙台市青葉区一番町 4-6-1 仙台第一生命タワービルディング 11 階
電話番号	022-263-7231
F A X	022-268-1504
ホームページ	https://www.jcstad.or.jp/
電話受付時間	月～金 9:00～12:00、13:00～17:00 (祝日及び12月29日～1月3日を除く)

一般財団法人
自賠責保険・共済紛争
処理機構

〈自動車事故に関する紛争の解決〉

自賠責保険金・共済金の支払いについて、支払いの適正化を図ることを目的として国から指定された紛争処理機関であり、被害者や自賠責保険・共済の加入者と保険会社・共済組合との間で生じた紛争に対して、公正かつ適確な解決を目指し、支払い内容について調停事業を行っています。

また、交通事故による被害者等からの相談対応の事業も行っています。

○ 紛争処理

交通事故の当事者や保険会社・共済組合から提出された書類等を基に、弁護士、医師、学識経験者からなる紛争処理委員が支払内容について審査し、調停を行っています。

※ 紛争処理に当たっての費用は原則として無料です。

・対象要件等

交通事故の当事者（死亡事故の場合はご遺族）又はその代理人

○ 相談業務

交通事故による被害者等からの相談に応じています。

・対象要件等

自賠責保険、自賠責共済の支払に関する事項に限ります。

（一財）自賠責保険・共済紛争処理機構

所在地	〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台 3-4 龍名館本店ビル 11 階
電話番号	0120-159-700
受付時間	9 時～12 時、13 時～17 時（平日）
ホームページ	http://www.jibai-adr.or.jp/

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構）

〈交通事故被害者等に対する支援〉

人と車の共存を理念として、自動車事故の発生防止・その被害者への援護のために、様々な情報提供や指導・助言、療護施設の設置・運営等被害者への援護事業を行っています。

1 ナスバ療護施設の設置・運営

自動車事故により脳損傷を生じ、重度の意識障害が継続する状態にあり、治療と常時の介護を必要とする方に入院していただき、社会復帰の可能性を追求しながら適切な治療と看護を行う重度後遺障害者（遷延性意識障害者※1）専門の療護施設（ナスバ療護センター及びナスバ委託病床※2）が、ナスバにより、全国11か所で設置・運営されています。

これらの療護施設への入院期間は概ね3年以内とし、入院の承認は、治療及び介護の必要性、脱却の可能性等を総合的に判断して行われます。

※1 自力移動・摂食、意思疎通、意味のある発語が不可能など、一般には植物状態という言葉で理解されている障害です。

※2 ナスバ委託病床とは、ナスバ療護センターに準じた治療・看護を行う療護施設機能病床を、一般病院に委託しているものをいいます。

〈ナスバ療護センター〉

- ・東北療護センター（ベッド数50床）
宮城県仙台市太白区長町南4-20-6 【TEL 022-247-1171】
- ・千葉療護センター（ベッド数80床）
千葉県千葉市美浜区磯辺3-30-1 【TEL 043-277-0061】
- ・中部療護センター（ベッド数50床）
岐阜県美濃加茂市古井町下古井630 【TEL 0574-24-2233】
- ・岡山療護センター（ベッド数50床）
岡山県岡山市北区西古松2-8-35 【TEL 086-244-7041】

〈ナスバ委託病院〉

- ・社会医療法人医仁会中村記念病院（ベッド数12床）
北海道札幌市中央区南1条西14丁目291番地
【TEL 011-231-8555】
- ・医療法人社団浅ノ川金沢脳神経外科病院（ベッド数5床）
石川県野々市市郷町262-2 【TEL 076-246-5600】
- ・医療法人康心会湘南東部総合病院（ベッド数12床）
神奈川県茅ヶ崎市西久保500番地 【TEL 0467-83-9111】
- ・学校法人藤田学園藤田医科大学病院（ベッド数10床）
愛知県豊明市杓掛町田楽ヶ窪1-98 【TEL 0562-93-2111】
（一貫症例研究型委託病院）
- ・大阪府泉大津市立病院（ベッド数16床）
大阪府泉大津市下条町16-1 【TEL 0725-32-5622】

- ・社会医療法人雪の聖母会聖マリア病院（ベッド数 20 床）
福岡県久留米市津福本町 422 【TEL 0942-35-3322】
- ・一般財団法人永頼会 松山市民病院（ベッド数 5 床）
愛媛県松山市大手町 2 丁目 6 番地 5 【TEL089-913-0081】



2 介護料支給等

自動車事故による交通事故が原因で、「脳」、「脊髄」又は「胸腹部臓器」に重度の後遺障害が残り、日常生活において「常時」又は「随時」の介護が必要な方に介護料を支給しています。

また、職員が介護料受給者のご家庭を訪問して情報を提供しご相談に応じる「訪問支援」を行っています。

【支給対象者】

特Ⅰ種（最重度）

Ⅰ種の該当者のうち、一定の要件に該当する方

Ⅰ種（常時要介護）

自動車損害賠償保障法施行令（以下、「自賠法施行令」といいます。）別表第一第 1 級 1 号又は 2 号に認定されている方など（※）

Ⅱ種（随時要介護）

自賠法施行令別表第一第 2 級 1 号又は 2 号に認定されている方など（※）

（※）同等の傷害を受けた方が対象となる場合があります（詳しくはHPをご覧ください。）

【支給額（月額）】

認定された種別毎に

特Ⅰ種 85,310 円～211,530 円

Ⅰ種 72,990 円～166,950 円

Ⅱ種 36,500 円～ 83,480 円

（対象となる費用）

- ① 訪問看護等在宅介護サービス
- ② 介護用品の購入等（修理を含む）
- ③ 消耗品の購入

【支給の制限】

① 次のような場合は支給できません。

- ・ ナスバ療護施設に入院したとき。
- ・ 他法令に基づく施設に入所または介護料相当の給付を受けたとき 等。

その他、支給できない条件がありますので、下記のナスバ山形支所までお問い合わせください。

② 所得制限

- ・ 主たる生計維持者の合計所得金額が年間 1,000 万円を超えたときは支給できません。

【短期入院・入所費用の助成】

支給資格の認定を受けた方が、治療等を受けるため病院・施設に短期間の入院・入所をした場合に介護料とは別に支給します。

年間 45 万円以内（年間 45 日以内）の範囲内で支給します（令和 4 年度からリハビリ目的の入院の場合に限っては、1 回あたりの入院期間が 2 日～最長 30 日まで利用できます）。

（対象となる費用）

- ① 入退院・入退所時における患者移送費として自己負担した額
- ② 室料差額及び食事負担金として自己負担した額（1 日 1 万円を上限）

※治療費の自己負担分は対象外です。

- ③ 短期入院・入所利用時のヘルパー等の付き添いに要した費用として自己負担した額

【訪問支援、交流会】

介護料受給者等の精神的支援のため、直接介護料受給者を訪問して、介護に関する相談や情報提供を実施しています。

また、同じ境遇にある各ご家庭の介護者等皆様が介護におけるお悩みを共有し、互いに情報交換していただけるよう、交流会を実施しています。

詳しくは、こちらをご覧ください。



3 交通遺児等生活資金貸付

自動車事故により保護者が亡くなられたり、重い後遺障害を残すこととなった家庭（生活困窮家庭）の中学校卒業までのお子様を対象となります。

【貸付金額（無利子）】

- ・一時金（貸付時）…15万5千円
- ・貸付期間中 毎月…1万円又は2万円（選択制）

※ このほか、小学校、中学校に入学されるお子様を対象に入学支度金（4万4千円）の貸付を行っています。（希望される方のみ対象となります。）

【返還】

原則として20年以内の月々均等払い。

（進学・病気等による猶予制度等あり。）

※返済いただいた返還金は、他の交通遺児等へ貸し付けをするための貴重な原資となります。

詳しくは、こちらをご覧ください。



4 相談業務

- ① 介護料受給資格を有する方を対象に在宅介護等に関する相談に応じています。
- ② 交通遺児の家庭からのお問い合わせや身近な生活全般にわたる問題の相談に応じます。

ナスバ（独立行政法人自動車事故対策機構） 山形支所	
----------------------------------	--

電話番号	023 - 609 - 0500
------	------------------

- ③ 交通事故に関する各種相談窓口、ナスバのサービスについて案内します。

ナスバ交通事故被害者ホットライン	
-------------------------	--

電話番号	0570 - 000738 IP 電話からは、03 - 6853 - 8002
------	--

受付時間等	10:00～12:00 13:00～16:00 (土日、祝日、年末年始を除く)
-------	--

公益財団法人
交通遺児育英会

〈交通遺児等に対する学資の貸与〉

教育の機会均等を図り、社会有用の人材を育成することを目的として、交通事故が原因で死亡した方や著しい後遺障がいがある方の子女等のうち、経済的な理由で修学が困難な方に学資を貸与しています。

○ 奨学金の貸与
(支援概要)

高等学校以上の学校に通うための学費を必要としている方に奨学金を無利子で貸します(大学生・専修学校生・大学院生は一部給付制度があります)。

(対象要件等)

保護者等が自動車事故や踏切事故など、道路における交通事故で死亡、あるいは重い後遺障がいのために働けず、経済的に修学が困難な生徒・学生であること。

※申込時 25 歳までの方

○ 専門窓口

応募資料請求

0120-521286 (フリーダイヤル)

03-3556-0773 (奨学課・直通)

(公財) 交通遺児育英会

所在地等	〒102-0093 千代田区平河町二丁目 6-1 平河町ビル 3 階
電話番号	03-3556-0771
F A X	03-3556-0775
ホームページ	https://www.kotsuiji.com/

公益財団法人
交通遺児等育成基金

〈交通遺児等への基金〉

交通遺児が損害賠償金などの一部を拠出して基金に加入し、基金がその拠出金に国と民間の負担による援助金を加えて安全・確実に運用し、満 19 歳になるまで定期的に遺児の育成のための資金を給付する制度。

【対象要件】

交通事故により死亡された遺族であって、満 16 歳未満の児童かつ一定額の拠出金を拠出できる方

(公財) 交通遺児等育成基金	
所在地	〒103-0083 東京都千代田区麴町 4-5 海事センタービル7階
電話番号	0120-16-3611 03-5212-4511
F A X	03-5212-4512
ホームページ	http://www.kotsuiji.or.jp/

一般社団法人
日本損害保険協会
そんぽADRセンター
(損害保険相談・紛争解決サ
ポートセンター)

〈損害保険・交通事故全般に関する相談〉

損害保険に関する一般的なご相談や自動車保険・自賠責保険の保険金請求に関するご相談等をお受けします。

日本損害保険協会そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)	
相談日	月曜日～金曜日 9:15～17:00 (土・日・祝日及び12月30日～1月4日を除く)
電話番号	ナビダイヤル(全国共通) 0570-022808
ホームページ	https://www.sonpo.or.jp/

山形県
交通安全母の会連合会

〈交通遺児激励事業〉

1 事業概要

県内に居住する満 18 歳まで（18 歳に達した日に属する学年の末日まで）の者で、交通事故のため当該交通事故の発生日から 1 年以内に父、母又は実質的に当該遺児を扶養していたものと認められる者を失った、若しくは当該事故のための父母等が生計を維持できない程度の心身障害になった者の子に対し激励金を給付するものです。

2 給付内容

- ① 激励見舞金
- ② 勉学等奨励金
- ③ 入学祝金
- ④ 卒業等祝金

3 給付金額

激励見舞金	遺児の発生した世帯 1 世帯につき 50,000 円を給付。遺児が複数ある場合は、2 人目以降は 1 人につき 50,000 円を加算して給付
勉学等奨励金	年度末の年齢が 12 歳以下の遺児 1 人につき、年額 60,000 円を給付 年度末の年齢が 15 歳以下の遺児 1 人につき、年額 80,000 円を給付 年度末の年齢が 18 歳以下の遺児 1 人につき、年額 120,000 円を給付
入学祝金	小学校に入学する遺児 1 人につき、50,000 円を給付 中学校に入学する遺児 1 人につき、70,000 円を給付
卒業等祝金	中学校を卒業する遺児 1 人につき 70,000 円を給付 年度末において、18 歳に達した遺児 1 人につき 120,000 円を給付

4 問い合わせ先

山形県交通安全母の会連合会（消費生活・地域安全課内）	
電話番号	023-630-2462
受付時間	平日 8:30～17:15
所在地	〒990-8570 山形市松波二丁目 8-1 山形県交通安全母の会連合会事務局

(資料編)

◆ 犯罪被害等に関する相談窓口一覧

◎ 犯罪被害に関する総合的な相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害者等支援に関する具体的な相談窓口の紹介等	県消費生活・地域安全課 犯罪被害者総合相談窓口	023-630-3047	月～金 9:00～16:00
犯罪被害に関する相談	県警察本部広報相談課 犯罪被害者支援室	023-626-0110	月～金 8:30～17:15
事件や事故の被害に関する相談	山形地方検察庁 被害者ホットライン	023-622-5122	月～金 9:00～17:00
犯罪被害支援に関する相談・情報提供（相談窓口、裁判手続、支援制度、犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士との紹介など）	日本司法支援センター （法テラス） 犯罪被害者支援ダイヤル	0120-079714	月～金 9:00～21:00 土 9:00～17:00
犯罪被害者に関する相談	山形県弁護士会 犯罪被害者支援センター	023-622-2234	月～金 10:00～16:00
法的トラブルに関する情報提供等	日本司法支援センター 山形地方事務所 （法テラス山形）	050-3383-5544	月～金 9:00～17:00
性犯罪被害に関する相談	性犯罪被害相談電話 （県警察本部警察安全相談室）	#8103（ハートさん） または 0120-39-8103	24 時間

◎ 犯罪被害者支援に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害者支援 電話相談、弁護士や臨床心理士等による面接相談、裁判所や病院等への付添いなどの直接支援、犯罪被害者等給付金申請の補助、被害者自助グループへの支援など	公益社団法人 やまがた被害者支援センター	023-642-7830	月～金 10:00～16:00 （年末年始・祝日除く）
		庄内出張相談所 0234-43-0783	毎週水曜日 10:00～16:00 （年末年始・祝日除く）
性犯罪・性暴力被害者支援 電話・面接相談、医療機関や警察、裁判所等への付添い、医療費等の助成など	やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）	023-665-0500	月～金 10:00～19:00 （年末年始・祝日を除く） ※上記以外は政府のコールセンターに転送され、24時間・365日電話相談が可能
	全国共通短縮ダイヤル ※ 全国どこからでも、発信場所付近の「各都道府県ワンストップ支援センター（山形県はべにサポやまがた）」に接続	#8891 （はやくワンストップ） 0120-8891-77	24 時間 （ワンストップ支援センターの受付時間以外は政府のコールセンターが対応）

◎ 身近な不安や犯罪に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
身近な不安や犯罪に関する相談	県警察本部警察安全相談室	#9110 または 023-642-9110	24 時間
	最寄りの警察署、交番、駐在所		

◎ 女性に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
DVに関する相談	県福祉相談センター (女性相談センター)	023-627-1196	月～金 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)
	村山総合支庁生活福祉課	0237-86-8212	
	最上総合支庁子ども家庭支援課	0233-29-1274	
	置賜総合支庁子ども家庭支援課	0238-26-6027	
	庄内総合支庁子ども家庭支援課	0235-66-4759	
子どもと家族、女性に関する相談	県福祉相談センター (子ども女性電話相談)	023-642-2340	8:30～22:00 (年末年始を除く)
ストーカー、DVに関する相談	県警察本部警察安全相談室	#9110 または 023-642-9110	24 時間
	最寄りの警察署、交番、駐在所		

◎ 障がい者に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
障がい者虐待に関する相談	山形県 障がい者権利擁護センター	023-630-2148	月～金 8:30～17:00

◎ 子どもに関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
児童虐待等に関する相談	県福祉相談センター (県中央児童相談所)	023-627-1195	月～金 8:30～17:15 (緊急の場合は毎日 24 時間対応)
	最上駐在	0233-29-1281	月～金 8:30～17:15
	置賜駐在	0238-26-6032	
	県庄内児童相談所	0235-22-0790	月～金 8:30～17:15 (緊急の場合は毎日 24 時間対応)
子どもと家族、女性に関する相談	県福祉相談センター 子ども女性電話相談	023-642-2340	8:30～22:00 (年末年始を除く)
いじめ・不登校・子育てなど 教育に関する悩み・相談	県教育センター 教育相談ダイヤル	023-654-8181	月～金 8:30～20:30 (来所予約 8:30～17:00) 土・日・祝 8:30～17:30
	子供 SOS ダイヤル	023-654-8383	24 時間
少年の悩みごと、非行に関する 相談	ヤングテレホンコーナー (県警察本部人身安全少年課)	023-642-1777	24 時間 (メール相談の返信は、 平日、執務時間内に行 います)
	少年相談メール窓口	県警察本部人身安全少 年課HPより受付してい ます。	
	県内 14 警察署のヤングテレホンコーナー		

◎ 在住外国人のための相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
外国人の生活全般の相談	山形県国際交流センター	023-646-8861	英語・日本語 火～土 10:00～17:00 中国語 火・金 10:00～14:00 韓国・朝鮮語 木・土 10:00～14:00 ポルトガル語 水曜日 10:00～14:00 タガログ語 金曜日 10:00～14:00 ベトナム語 第2・第4土曜日 10:00～14:00

◎ 悪徳商法等に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
消費生活に関する相談	県消費生活センター	023-624-0999	月～金 9:00～17:00
	県最上消費生活センター (最上総合支庁内)	0233-29-1370	
	県置賜消費生活センター (置賜総合支庁内)	0238-24-0999	
	県庄内消費生活センター (庄内総合支庁内)	0235-66-5451	
悪質商法等に関する相談	悪質商法相談コーナー (県警察本部生活環境課)	023-642-4477	24 時間

◎ 交通事故に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
交通事故に関する相談	県交通事故相談所 (県庁内)	023-630-3047	月～金 9:00～16:00
	県交通事故相談所庄内支所 (庄内総合支庁内)	0235-66-5452	

◎ 暴力団に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
暴力団に関する相談	暴力団相談コーナー (県警察本部組織犯罪対策課)	023-622-4525	24 時間
	公益財団法人 山形県暴力追放運動推進センター	0120-89-3040	月～金 9:00～16:00

◎ 住宅への入居に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
県営住宅の入居に関する相談	村山地域 (霞城セントラル 22 階)	023-647-0781	10:00～18:00 火曜日～日曜日 (年末年始を除く)
	最上地域 (最上総合支庁内)	0233-23-3116	10:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
	置賜地域 (置賜総合支庁内)	0238-24-2332	10:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
	庄内地域 (庄内総合支庁内)	0235-66-3210	10:00～17:00 月曜日～金曜日 (祝日、年末年始を除く)
市町村営住宅の入居に関する相談	各市町村公営住宅担当	—	各市町村にお問い合わせください

※受付時間が変更する場合がありますので、随時電話でお問い合わせください。

◎ 仕事に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
労働や雇用に関する相談	山形労働局 総合労働相談コーナー	023-624-8226	月～金 8:30～17:15
	山形総合労働相談コーナー	023-624-6211	
	米沢総合労働相談コーナー	0238-23-7120	
	庄内総合労働相談コーナー	0235-22-0714	
	新庄総合労働相談コーナー	0233-22-0227	
	村山総合労働相談コーナー	0237-55-2815	
	県雇用・産業人材育成課	023-630-2439	
	村山総合支庁産業経済企画課	023-621-8438	
	最上総合支庁産業経済企画課	0233-29-1310	
	置賜総合支庁産業経済企画課	0238-26-6097	
	庄内総合支庁産業経済企画課	0235-66-5491	

◎ 心の悩みに関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
心の健康、精神保健に関する相談	心の健康相談ダイヤル (精神保健福祉センター)	023-631-7060	月～金 9:00～12:00 13:00～17:00
日常生活での悩みや不安に関する相談	県男女共同参画センター 「チェリア相談室」	023-629-8007	月・火・水・木・土 9:00～17:00 金・日・祝日 13:00～17:00 (毎月第1・第3・第5月曜日、毎月第3日曜日、年末年始を除く)
心の健康に関する相談	村山保健所 精神保健福祉担当	023-627-1184	月～金 8:30～17:15
	最上保健所 精神保健福祉担当	0233-29-1266	
	置賜保健所 精神保健福祉担当	0238-22-3015	
	庄内保健所 精神保健福祉担当	0235-66-4931	
ひきこもりに関する相談	ひきこもり相談支援窓口 「自立支援センター巣立ち」 (精神保健福祉センター)	023-631-7141	月・火・木・金 9:00～12:00 13:00～17:00

◎ 感染症検査に関する相談

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
HIV、クラミジア、B型・C型肝炎の血液検査に関する相談	村山保健所保健企画課(感染症対策担当)	023-627-1117	月～金 8:30～17:15
	最上保健所保健企画課(感染症対策担当)	0233-29-1268	
	置賜保健所保健企画課(感染症対策担当)	0238-22-3002	
	庄内保健所保健企画課(感染症対策担当)	0235-66-4920	
	山形市保健所 精神保健・感染症対策室	023-616-7274	

◆市町村 犯罪被害者等施策担当部局一覧

(令和4年4月1日 現在)

市町村名	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
山形市	市民課	990-8540	山形市旅籠町 2-3-25	023-641-1212
上市市	福祉課	999-3192	上市市河崎 1-1-10	023-672-1111
天童市	社会福祉課	994-8510	天童市老野森 1-1-1	023-654-1111
山辺町	総務課	990-0392	東村山郡山辺町緑ヶ丘 5	023-667-1111
中山町	総務広報課	990-0492	東村山郡中山町大字長崎 120	023-662-4899
寒河江市	市民生活課	991-8601	寒河江市中央 1-9-45	0237-86-2111
河北町	総務課	999-3511	西村山郡河北町谷地戊 81	0237-73-2111
西川町	健康福祉課	990-0792	西村山郡西川町大字海味 510	0237-74-2111
朝日町	健康福祉課	990-1442	西村山郡朝日町大字宮宿 1115	0237-67-2156
大江町	健康福祉課	990-1101	西村山郡大江町大字左沢 882-1	0237-62-2285
村山市	市民環境課	995-8666	村山市中央 1-3-6	0237-55-2111
東根市	生活環境課	999-3795	東根市中央 1-1-1	0237-42-1111
尾花沢市	福祉課	999-4292	尾花沢市若葉町 1-1-3	0237-22-1111
大石田町	まちづくり推進課	999-4112	北村山郡大石田町緑町 1	0237-35-2111
新庄市	成人福祉課	996-8501	新庄市沖の町 10-37	0233-29-5808
金山町	町民税務課	999-5402	最上郡金山町大字金山 324-1	0233-52-2111
最上町	総務企画課危機管理室	999-6101	最上郡最上町大字向町 644	0233-43-2111
舟形町	住民税務課	999-4601	最上郡舟形町舟形 263	0233-32-2111
真室川町	町民課	999-5312	最上郡真室川町大字新町 124-4	0233-62-2054
大蔵村	危機管理室	996-0212	最上郡大蔵村大字清水 2528	0233-75-2111
鮭川村	住民税務課	999-5292	最上郡鮭川村大字佐渡 2003-7	0233-55-2111
戸沢村	危機対策課	999-6401	最上郡戸沢村大字古口 270	0233-72-2152
米沢市	環境生活課	992-8501	米沢市金池 5-2-25	0238-22-5111
南陽市	市民課	999-2292	南陽市三間通 436-1	0238-40-8255
高畠町	生活環境課	992-0392	東置賜郡高畠町大字高畠 436	0238-52-1577
川西町	住民生活課	999-0193	東置賜郡川西町大字上小松 1567	0238-42-6616
長井市	市民課	993-8601	長井市栄町 1-1	0238-82-8008
小国町	町民税務課	999-1363	西置賜郡小国町大字小国小坂町 2-70	0238-62-2260
白鷹町	町民課	992-0892	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833	0238-85-6131
飯豊町	住民税務課	999-0696	西置賜郡飯豊町大字椿 2888	0238-87-0514
鶴岡市	防災安全課	997-8601	鶴岡市馬場町 9-25	0235-25-2111
酒田市	まちづくり推進課	998-8540	酒田市本町 2-2-45	0234-26-5726
三川町	総務課	997-1301	東田川郡三川町大字横山字西田 85	0235-66-3111
庄内町	保健福祉課	999-7781	東田川郡庄内町余目字町 132-1	0234-42-0149
遊佐町	総務課	999-8301	飽海郡遊佐町遊佐字舞鶴 202	0234-72-5895

◆労働基準監督署一覧

署名	所在地	電話番号	管轄地域
山形労働基準監督署	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎4階	023-624-6211	山形市、天童市、上山市 寒河江市、山辺町、中山町、 大江町、河北町、朝日町、 西川町
米沢労働基準監督署	米沢市金池 3-1-39 米沢地方合同庁舎3階	0238-23-7120	米沢市、長井市、南陽市 川西町、高畠町、小国町 飯豊町、白鷹町
庄内労働基準監督署	鶴岡市大塚町 17-27 鶴岡合同庁舎4階	0235-22-0714	鶴岡市、酒田市、庄内町 三川町、遊佐町
新庄労働基準監督署	新庄市東谷地田町 6-4 新庄合同庁舎3階	0233-22-0227	新庄市、舟形町、真室川町 金山町、最上町、鮭川村 大蔵村、戸沢村
村山労働基準監督署	村山市楯岡橋 2-28 村山合同庁舎2階	0237-55-2815	村山市、東根市、尾花沢市 大石田町

◆ハローワーク一覧

名称	所在地	電話番号	受付時間等
ハローワークやまがた	山形市桧町 2-6-13	023-684-1521	8:30~17:15(土・日・祝休)
ハローワーク米沢	米沢市金池 3-1-39 米沢地方合同庁舎 1・2 階	0238-22-8155	8:30~17:15(土・日・祝休)
ハローワーク酒田	酒田市上安町 1-6-6	0234-27-3111	8:30~17:15(土・日・祝休)
ハローワーク鶴岡	鶴岡市馬場町 2-12	0235-25-2501	8:30~17:15(土・日・祝休)
ハローワーク新庄	新庄市東谷地田町 6-4 新庄合同庁舎 1 階	0233-22-8609	8:30~17:15(土・日・祝休)
ハローワーク長井	長井市幸町 15-5	0238-84-8609	8:30~17:15(土・日・祝休)
ハローワーク村山	村山市楯岡五日町 14-30	0237-55-8609	8:30~17:15(土・日・祝休)
ハローワークさがえ	寒河江市大字西根字石川西 340	0237-86-4221	8:30~17:15(土・日・祝休)
ハローワークプラザやまがた	山形市双葉町 1-2-3 山形テルサ 1 階	023-646-7360	平日 9:30~18:00 土曜日 10:00~17:00 日・祝休
ハローワークプラザさかた	酒田市中町 1-4-10 酒田市役所中町庁舎 2 階	0234-24-6611	10:00~18:00(土・日・祝休)
ハローワークやまがた 天童ワークプラザ	天童市本町 1-1-2 パルテ 1 階	023-654-5848	9:00~17:00 (土・日・祝・第3月曜休)

◆税務署一覧

税務署名	郵便番号	所在地	電話番号	管轄地域
山形税務署	990-8606	山形市大手町 1-23	023-622-1611 (自動音声案内)	山形市、上山市 天童市、東村山郡
米沢税務署	992-8610	米沢市門東町一丁目 1-9	0238-22-6320 (自動音声案内)	米沢市、南陽市 東置賜郡
鶴岡税務署	997-0035	鶴岡市馬場町2番 12号 鶴岡第2地方合同庁舎	0235-22-1401 (自動音声案内)	鶴岡市、東田川郡
酒田税務署	998-8633	酒田市光ヶ丘二丁目 2-36	0234-33-1450 (自動音声案内)	酒田市、飽海郡
新庄税務署	996-0001	新庄市五日町字宮内 241	0233-22-5111 (自動音声案内)	新庄市、最上郡
寒河江税務署	991-0021	寒河江市中央二丁目 2-35	0237-86-2244 (自動音声案内)	寒河江市 西村山郡
村山税務署	995-8691	村山市楯岡笛田一丁目 9-34	0237-53-2151 (自動音声案内)	村山市、東根市 尾花沢市、北村山郡
長井税務署	993-0015	長井市四ツ谷一丁目 7-15 長井合同庁舎	0238-84-1810 (自動音声案内)	長井市、西置賜郡

国税に関するご相談については、最寄りの税務署にお電話のうえ、自動音声案内に従って電話相談センター（一般相談）若しくは税務署（個別相談）にお問い合わせ下さい。なお、税務署での面接による相談は事前の予約が必要です。

◆警察署一覧

警察署	管轄	郵便番号	所在地	電話番号
山形警察署	山形市、山辺町、中山町	990-2412	山形市松山 1-1-23	023-627-0110
上山警察署	上山市	999-3134	上山市矢来 3-7-50	023-677-0110
天童警察署	天童市	994-0014	天童市糠塚 2-4-1	023-651-0110
寒河江警察署	寒河江市、河北町、西川町 大江町、朝日町	991-0003	寒河江市大字西根字上川原 228-1	0237-83-0110
村山警察署	村山市、東根市	995-0035	村山市中央 1-2-5	0237-52-0110
尾花沢警察署	尾花沢市、大石田町	999-4229	尾花沢市横町 2-4-1	0237-24-0110
新庄警察署	新庄市、最上町、舟形町 金山町、真室川町、鮭川村 戸沢村、大蔵村	996-0051	新庄市大字松本 822	0233-22-0110
庄内警察署	庄内町	999-7781	東田川郡庄内町余目字滑石 8-1	0234-45-0110
酒田警察署	酒田市、遊佐町	998-0011	酒田市上安町 1-1-1	0234-23-0110
鶴岡警察署	鶴岡市、三川町	997-0013	鶴岡市道形町 20-40	0235-28-0110
長井警察署	長井市、白鷹町、飯豊町	993-0014	長井市小出 3743-3	0238-84-0110
小国警察署	小国町	999-1363	西置賜郡小国町大字小国小坂町 1-49	0238-62-0110
南陽警察署	南陽市、高島町	999-2221	南陽市櫛塚 1618 番地	0238-50-0110
米沢警察署	米沢市、川西町	992-0051	米沢市城北 2-3-19	0238-26-0110

◆裁判所一覧

裁判所名	郵便番号	所在地	電話番号	
			担当部署	番号
山形地方裁判所 山形家庭裁判所 山形簡易裁判所	990-8531	山形市旅籠町 2-4-22	代表	023-623-9511
山形地方裁判所新庄支部 山形家庭裁判所新庄支部 新庄簡易裁判所	996-0022	新庄市住吉町 4-27	代表	0233-22-0265
山形地方裁判所米沢支部 山形家庭裁判所米沢支部 米沢簡易裁判所	992-0045	米沢市中央 4-9-15	代表	0238-22-2165
山形地方裁判所鶴岡支部 山形家庭裁判所鶴岡支部 鶴岡簡易裁判所	997-0035	鶴岡市馬場町 5-23	代表	0235-23-6666
山形地方裁判所酒田支部 山形家庭裁判所酒田支部 酒田簡易裁判所	998-0037	酒田市日吉町 1-5-27	代表	0234-23-1234
山形家庭裁判所赤湯出張所 赤湯簡易裁判所	999-2211	南陽市赤湯 316	代表	0238-43-2217
山形家庭裁判所長井出張所 長井簡易裁判所	993-0015	長井市四ツ谷 1-7-20	代表	0238-88-2073



犯罪被害者等支援の手引

令和5年3月

発行 山形県 防災くらし安心部 消費生活・地域安全課

〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号

電話 023-630-2460